

職員の給与に関する報告と勧告

令和 7 年

東京都人事委員会

令和7年人事委員会勧告等の概要

1 ポイント

○ 例月給、特別給ともに4年連続の引上げ改定

- ・ 公民較差（13,580円、3.24%）解消のため、給料表を職級によりメリハリをつけた上で全級全号給引上げ改定
- ・ 人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点
- ・ 管理職について、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げ、監督職も職責に応じた処遇の強化による引上げ改定
- ・ 特別給（賞与）は年間支給月数を0.05月分（4.85月→4.90月）引上げ

○ 給与制度の改正

- ・ 管理職の職責の高まりを踏まえた給与のアップデートとして、課長級の給料表を見直すとともに、給料の特別調整額（管理職手当）の改定について意見
- ・ 住居手当について、採用における競争力向上の観点から、新規学卒者を主な対象として、27歳までの職員に対する支給額を30,000円に引上げ

2 職員と民間従業員の給与比較

(1) 比較の方法

- ・ 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の都内11,494事業所を調査母集団とし、そのうち1,292事業所を無作為抽出して調査
(調査完了795事業所 調査実人員63,994人)
- ・ 公民比較に当たっては、国の見直しを踏まえつつ、都内民間事業所の状況、都職員の職責の高まり及び人材獲得競争における競争力向上の観点から、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し

＜例月給＞職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、ラスパイレス方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて両者の給与水準を比較

＜特別給＞民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

＜例月給＞

(平均年齢 41.3歳)

民間従業員	職員	公民較差
432,157円	418,577円	13,580円 (3.24%)

(注) 職員給与は、本年4月の行政職給料表（一）適用者（新規学卒採用職員を除く。）の給与

＜特別給＞

民間支給割合	職員支給月数	差
4.90月	4.85月	0.05月

3 給与の改定

(1) 改定の考え方

- ・民間従業員の給与が職員の給与を上回っていることから、給料表を引上げ改定配分[給料11,295円、はね返り（地域手当など）2,285円]
- ・特別給についても、民間の支給割合が職員の年間支給月数を上回るため引上げ

(2) 改定の内容

ア 給料表

区 分	内 容					
行政職給料表（一）	・人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層を重点的に引上げ ・管理職について、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げ、監督職も職責に応じた処遇の強化による引上げ改定 ・全体の平均改定率 3.4%					
	・初任給は、多様で有為な人材確保のため、国の初任給の改定状況等を踏まえ引上げ <table><tr><td>I 類 B</td><td>+16,500円（225,500円→242,000円）</td></tr><tr><td>II 類</td><td>+14,100円（199,700円→213,800円）</td></tr><tr><td>III 類</td><td>+12,300円（188,000円→200,300円）</td></tr></table>	I 類 B	+16,500円（225,500円→242,000円）	II 類	+14,100円（199,700円→213,800円）	III 類
I 類 B	+16,500円（225,500円→242,000円）					
II 類	+14,100円（199,700円→213,800円）					
III 類	+12,300円（188,000円→200,300円）					

※ その他の給料表については、行政職給料表（一）の改定内容を基本として改定

※ 指定職給料表については、国に準じて改定

イ 特別給

- ・民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.05月分引上げ
- ・引上げは期末手当及び勤勉手当で実施

ウ 初任給調整手当

- ・医師の処遇確保の観点から初任給調整手当の支給限度額を326,900円に引上げ

(3) 実施時期

- ・給料表及び初任給調整手当の引上げは、令和7年4月に遡及して実施
- ・特別給の引上げは、令和7年12月支給の期末・勤勉手当から実施

4 給与制度の改正

(1) 管理職の給与のアップデート

- ・都政課題の多様化・複雑化に伴う管理職の職務の困難度・職責の高まりに対応するため、管理職の給与のアップデートとして、給料表及び給料の特別調整額（管理職手当）の見直しを実施
- ・課長昇任時の職務・職責に見合った給与上昇を確保し、管理職への早期昇任のインセンティブを高めるため、課長の級における給料月額初号の水準を引上げ
- ・給料の特別調整額（管理職手当）について、これまでの給料表の改定状況や区分による職責差を適切に支給額に反映する見直しを行うことが適当

(2) 人材確保に資する処遇の改善

ア 住居手当の見直し

- ・人材確保の困難さが増す中、採用における競争力向上の観点から、現在の枠組みを維持しつつ、新規学卒者を主な対象として、27歳までの職員に対する支給金額を30,000円に引上げ

イ 初任給決定における経験加算の見直し

- ・民間企業等における多様な経験を適切に給料に反映できるよう、職種や雇用形態で異なる換算率としている経験換算方法について見直すとともに、加算限度号給（経験等を換算して給料に加算する号給数の上限）についても見直すことが適当

(3) その他の手当について

ア 通勤手当

- ・人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、距離区分の見直し、支給金額の引上げ及び駐車場等の利用に対する手当の新設等について報告・勧告
- ・都においては、国の改正内容や通勤の実態を踏まえ、適切な対応を検討する必要

イ 特地勤務手当等

- ・人事院は、特地勤務手当等と地域手当等他手当との減額調整の廃止や特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大等の見直しについて報告・勧告
- ・都においては、都独自に改正してきた経緯等を踏まえ、国の改正内容や島しょ在勤者の実態等を考慮し、適切な対応を検討する必要

ウ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

- ・人事院は、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための新たな手当の措置について報告・勧告
- ・国が措置する手当の内容や東京都の最低賃金の状況、職員の給与水準の実態等を踏まえ、今後の法改正の動向を注視

(4) 教員給与の見直し

- ・本年、教員の処遇改善を盛り込んだ法改正が行われたことを踏まえ、都として教員給与について適切な対応を行う必要

ア 教職調整額の引上げ

- ・法改正に基づき、教職調整額を現行の給料月額の4%から10%まで引上げ。令和8年1月から毎年1%ずつ段階的に引き上げ、令和13年1月に10%とする。

イ 教育管理職に対する加算措置

- ・校長及び副校長の給料月額に、教職調整額の引上げ分に相当する加算額を措置。令和13年1月に24,800円となるよう、令和8年1月から、毎年段階的に引上げ

ウ 学校教育法改正による新たな職への対応

- ・都が平成21年から設置している主任教諭について、法改正により新設された主務教諭との職の位置づけや給料表における級の適用等について整理する必要

エ 義務教育等教員特別手当の見直し

- ・国における義務教育等教員特別手当の見直しに伴う学級担任に対する加算等の措置については、都における厳しい教員採用の実態を踏まえ、適切な対応を検討する必要

(5) 実施時期

(1)及び(2)のアについては、令和8年4月1日から実施し、(4)のア、イ及びエについては、令和8年1月1日から実施することが適当

5 今後の課題

(1) 職務給の更なる進展

- ・今後も、職務・職責の給与への反映を徹底するため、都の実態に即したあるべき給与制度について研究・検討

(2) 国の新たな人事制度検討への対応

- ・人事院は、新たな人事制度の構築に向け、給与、勤務時間、任用について一体的に見直し、令和8年夏に措置の骨格、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう検討を進める旨報告
- ・都においても、国の動向に留意しながら、都の実態を踏まえ検討

(3) 定年の段階的引上げを見据えた給与制度の検討

- ・人事院が進める65歳定年を見据えた給与水準の在り方や給与カーブの在り方の検討状況を注視し、都における定年引上げ等に伴う任用実態の変化や民間における高齢層の給与の状況等を継続的に把握し、給与制度の在り方について研究・検討

6 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

- ・社会経済の変化やA I等の技術革新により、労働市場や雇用制度、働き方にも大きな変革。柔軟かつ戦略的な人材マネジメントも必要
- ・都は時代の変化・変革を的確に捉え、人事・給与や人材育成等に係る制度を更にアップデートしていくことが重要
- ・職員が都政の課題解決に貢献するやりがいや達成感を実感し、誇りを持って働ける都庁を実現することが、政策の質の向上やイノベーションの創出につながることから、今後とも人材の力を最大限に引き出す不断の取組を推進

(1) 多様で有為な人材の確保

- ・人材の確保が一層困難となる中、都では令和5年度以降、採用制度の見直しに集中的に取り組んできた。I類B採用試験（新方式）や経験者採用選考等で受験者・申込者数が大幅に増加するなど明るい兆し
- ・取組の成果を持続させるため、採用状況を経年で評価・分析するなど、多様で有為な人材を安定的に確保できる採用制度へ継続的なアップデートが重要
- ・採用後のサポートとして、新規学卒者については、採用時の能力実証が多様化している現状を踏まえ、基礎知識等の早期習得に向けた研修の充実と、職場内での

きめ細かなサポートの強化が必要

- ・職務経験者には、早期のギャップ解消と定着支援により専門性を発揮できる環境を整備するとともに、適切な配置や任用等を通じて、都庁以外で培われたキャリアも十分に尊重されることが重要

(2) 都職員としてのキャリアを描き、成長できる環境づくり

- ・昇任制度における主任級職については、基礎力確認テストの導入による効果を継続的に検証・評価するとともに、監督職へのステップアップを前向きに捉えられるよう、キャリア形成支援を充実させていくことも有効
- ・管理職については、処遇改善や柔軟な働き方の推進に加え、研修や支援体制の充実を図り、職員が前向きに昇任を自身のキャリアの選択肢として自然に捉えられるようにしていくことが重要
- ・行政専門職を含む管理職選考の実施状況及び任用状況等を検証し、受験者の負担軽減と質の高い人材確保を両立できる選考の検討など、不断の改善に取り組む。
- ・有為な人材の確保・活躍に向け、職員のキャリア形成を支援し、業務を通じた成長機会の提供や主体的に学べる環境を整備することが必要
- ・デジタル技術のスキル・リテラシーの向上を図り、生成ＡＩ等を駆使し、より高次の業務を遂行できる能力を涵養。国際感覚を磨く学びの機会の提供、国・民間等との人事交流の活発化など、挑戦・成長できる環境づくりが重要

(3) 女性の活躍推進

- ・女性活躍に関する新たな条例の制定を見据え、都が率先して、仕事を通じた女性活躍のための環境整備や社会のマインドチェンジを牽引
- ・女性職員が管理監督職に安心して挑戦できるよう、長時間労働の是正や育児と仕事を両立しやすい柔軟な働き方の促進に加え、管理職候補者がライフプランに応じて昇任時期を選択できる猶予制度も活用するなど、キャリアアップを後押し
- ・課長代理級以上になると女性職員の構成比が低下する現状があることから、課長代理昇任を促進しつつ、管理職への登用を戦略的に推進
- ・女性職員が早い段階からスキルを磨き、キャリアアップできるよう、幅広く有益な経験を培える仕事にチャレンジが可能となる人事マネジメントの充実が不可欠

(4) やりがいを実感し、誰もが活躍できる職場づくり

- ・立場や職層を超えて職員が自由に意見を交わし、互いに尊重し合いながら協働できる職場づくりは、政策の質向上や組織の活性化に不可欠。取組を更に発展させ、組織文化として定着させることが重要
- ・職員一人ひとりが抱える多様な個性や事情が十分に配慮され、「ＤＥＩ」（ダイバーシティ＜多様性＞、エクイティ＜公平性＞、インクルージョン＜包摂性＞）が尊重された都庁を実現していくことが重要
- ・昨年度改定した「障害者活躍推進計画」に基づき、ハード・ソフト両面の環境整備や職場全体の理解促進を通じて、障害を有する職員が能力を十分に発揮できる働きやすい職場づくりを着実に進めていくことが重要
- ・高齢層職員については、定年引上げに伴う制度の丁寧な情報提供や定年後の働き

方に関する意思確認など、きめ細かな対応とともに、研修やリスキリングを通じて役割の理解やスキルの維持・向上を支援することが重要

(5) 「選ばれる都庁」を目指した魅力の向上・発信

- ・厳しい人材獲得競争の中、公務志望者に限らず幅広い人材から「選ばれる」魅力的な組織を目指し、都職員の仕事の意義や魅力を分かりやすく見える化し、積極的に発信するとともに、職員自身がその魅力を実感し、新規採用者に伝えていくことが、組織の活性化のためにも重要

(6) 働き方改革と勤務環境の整備

- ・多様な人材の活躍を後押しするためには、職員が働く時間帯や場所を柔軟に選択できる勤務環境を整備し、生活と仕事の両立を図ることができる働き方を更に浸透させていくことが重要
- ・テレワークの満足度は向上しており、今後もコミュニケーションの確保や業務の効率化に留意しつつ、より利用しやすく適切な制度となるよう改善が必要
- ・育児制度の拡充が進む中、男性職員の育業取得は依然として、短期間にとどまる傾向があることから、男性も出生直後から主体的かつ長期的に育児に携われるよう、職場として後押ししていくことが必要
- ・介護については、職員の実態やニーズ等を踏まえた両立支援策の改善に加え、職員の負担に寄り添ったきめ細やかな支援が必要。今後は育児と介護のダブルケアに直面する職員へのフォローアップの検討も必要
- ・ハラスメントは、職員の尊厳や健康を損ない、貴重な人材の損失や行政サービスの低下にもつながりかねない重大な問題であり、職員が誇りを持って職務に励めるよう、組織全体で防止対策を着実に実施することが重要
- ・長時間労働の是正に向けて、各職場でBPR（業務プロセスの見直し）やAI等の先端技術を活用した業務効率化を進め、より実効性の高い超過勤務縮減の取組を推進することが必要
- ・心の不調による休職者が多い現状を踏まえ、未然防止から復帰支援までの体制を整備するなど、職員の心の健康保持に向けた取組が重要

(7) 公務員としての規律の徹底・職員に期待する行動

- ・全ての職員が都民の信頼に応え、高い倫理観と高潔な使命感の下、誠実かつ公正に職務に精励し、都民生活の質の向上に貢献していくことを強く望む



令和7年10月17日

東京都議会議長 増 子 博 樹 殿

東京都知事 小 池 百合子 殿

東京都人事委員会委員長

中 西 充

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、
一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙
第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙
第3のとおり報告します。

目 次

別紙第 1	職員の給与に関する報告（意見）	
I	今回の勧告に当たっての基本的考え方	1
II	職員と民間従業員の給与比較	2
III	生計費・賃金雇用情勢・国家公務員の給与等	9
IV	給与改定等	12
V	給与制度の改正	15
VI	勧告実施の要請	22
別紙第 2	職員の給与に関する勧告	23
別紙第 3	人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）	79
1	多様で有為な人材の確保	80
2	都職員としてのキャリアを描き、 成長できる環境づくり	82
3	女性の活躍推進	85
4	やりがいを実感し、誰もが活躍できる職場づくり	86
5	「選ばれる都庁」を目指した魅力の向上・発信	89
6	働き方改革と勤務環境の整備	90
7	公務員としての規律の徹底・職員に期待する行動	95
	参考資料	97

職員の給与に関する報告（意見）

I 今回の勧告に当たっての基本的考え方

（勧告制度の意義及び役割）

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている下で、その代償措置としての機能を有するものである。また、住民に対する説明責任を果たし、理解と納得を得るためにもその役割は重要である。

このため、本委員会は、職員の給与水準を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本として、公民較差を精確に算定し、その確実な解消を図り、適正な給与水準を確保するよう勧告を行ってきた。

本年も、こうした観点から職員及び民間従業員の給与等の実態、生計費その他職員の給与決定に関する諸事情について調査・研究を行った。

（本年の給与制度改正）

人事院は、本年の勧告において、人材獲得競争が激しくなる中、実力本位で活躍できる公務の実現のため、職務・職責をより重視した給与体系の構築に向け、見直しに取り組むとしている。

本委員会は、これまで、国の見直しの動向を踏まえつつ、都の実態に即したあるべき給与制度・水準の実現に向けて取り組んできており、本年はさらに、大きく以下の2点をポイントに給与制度の見直しを行った。

多様で有為な人材の確保が喫緊の課題であることを踏まえ、人材獲得の競争力向上の観点から、初任給及び住居手当を改善し、初任層における給与の魅力を高める。また、職務・職責の給与への反映を更に進めるため、組織のリーダーとして都庁を支える管理職の給与制度・水準について、職務の困難度・職責に見合ったものへとアップデートを行い、仕事に対するモチベーションや昇任インセンティブの向上を図る。

本委員会は、今後とも、都政や都の職員を取り巻く状況の変化に適切に対応し、不断に制度の見直しを進めていく。

Ⅱ 職員と民間従業員の給与比較

1 職員の給与

本委員会が実施した「東京都職員給与等実態調査」（以下「職員給与調査」という。）によると、４月現在の職員の総数（公営企業職員を除く。）は146,082人（昨年145,280人）であり、その平均給与月額は433,563円（同419,615円）、平均年齢は39.3歳（同39.5歳）である。

なお、「職員給与調査」の算出に当たっては、定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第10項及び学校職員の給与に関する条例付則第９項により給料月額が決定される職員を除いて算出している（以下、「職員給与調査」に係る集計全てにおいて同じ。）。

給料表別人員、平均給与月額、平均年齢

給料表	区 分		平均給与月額	平均年齢
	人	%	円	歳
全 給 料 表	146,082	100.0	433,563	39.3
行政職給料表（一）	23,705	16.2	413,408	40.6
行政職給料表（二）	1,007	0.7	371,890	47.4
公安職給料表	59,305	40.6	427,160	39.2
医療職給料表（一）	144	0.1	841,331	45.7
医療職給料表（二）	1,146	0.8	370,997	38.2
医療職給料表（三）	743	0.5	402,718	45.4
教育職給料表	59,964	41.0	448,863	38.7
指定職給料表	68	0.0	996,812	57.0

（注）構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100％にはならない場合がある。

また、民間従業員と比較する行政職給料表（一）適用職員（新規学卒採用職員を除く。）は22,879人（昨年22,656人）であり、その平均給与月額は418,577円（同408,830円）、平均年齢は41.3歳（同41.5歳）である。

民間給与との比較を行う行政職給料表（一）適用職員の平均給与月額等

給 料	給料の 特別調整額 (管理職手当)	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	平均年齢
332,352円	8,529円	5,673円	68,573円	1,846円	1,604円	418,577円	41.3歳

(注) 1 給料には、給料の調整額及び切替えに伴う差額が含まれる。

2 その他は、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等である。

2 民間従業員の給与

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精確な比較を行うため、「職種別民間給与実態調査」（以下「民間給与調査」という。）を実施した。この調査は、都内に所在する調査対象産業の事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の11,494事業所の調査母集団から、1,292事業所を無作為に抽出して実施した。

調査は実地を基本として行っており、民間従業員の本年4月分の給与支給月額、昨年8月から1年間の特別給（賞与）の支給状況のほか、給与改定の状況等を調査項目としている。

調査完了事業所は、調査の協力が得られなかった事業所等を除く795事業所、調査実人員は63,994人である。

産業別調査事業所数

産 業	調査事業所数 (無作為抽出)	うち調査完了
		事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	1
鉱 業、採石業、砂利採取業、 建 設 業	99	59
製 造 業	251	178
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	339	199
卸 売 業 、 小 売 業	205	129
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	86	45
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	311	184
計	1,292	795

(注) 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(2) 民間給与調査の結果

本年の「民間給与調査」の主な調査結果は次のとおりである。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

ア 初任給月額及び平均給与額等

民間従業員の初任給月額及び平均給与額等は、参考資料第16表及び第17表のとおりである。

イ 初任給改定等の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用があった事業所の割合は、大学卒では83.0%、高校卒では31.9%となっている。そのうち、採用があった事業所について、初任給の改定状況を見ると、

初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では72.8%、高校卒では86.6%となっている。

民間における初任給改定等の状況

学 歴 \ 項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	83.0 %	(72.8 %)	(27.2 %)	(0.0 %)	17.0 %
高 校 卒	31.9 %	(86.6 %)	(13.4 %)	(0.0 %)	68.1 %

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 3 「初任給の改定状況」欄の（ ）内は、「採用あり」の事業所を100としたときの割合である。
 4 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

ウ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）では60.9%、管理職（課長級）では55.3%となっている。ベース改定の慣行がない事業所の割合は、一般の従業員（係員）では36.6%、管理職（課長級）では41.5%となっている。

民間における給与改定の状況

役職段階 \ 項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベ ー ス 改 定 の 慣 行 な し
係 員	60.9 %	1.9 %	0.6 %	36.6 %
課 長 級	55.3 %	3.2 %	0.0 %	41.5 %

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）では86.7%、管理職（課長級）では78.3%となっている。

民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定 期 昇 給 制 度 有 り	定 期 昇 給 実 施	定 期 昇 給 中 止	定 期 昇 給 制 度 な し
係 員	87.0 %	86.7 %	0.3 %	13.0 %
課 長 級	79.1 %	78.3 %	0.7 %	20.9 %

- (注) 1 ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 「定期昇給実施」と「定期昇給中止」については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が「定期昇給制度あり」とは一致しない。
 3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 職員と民間従業員の給与の比較方法の見直し

本年、人事院は、官民給与の比較対象企業規模について、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、50人以上から100人以上へと見直しを行った。

これに伴い、本委員会において、都における比較対象企業規模について検討を行った結果、都内は全国と比較し規模の大きい企業の割合が高く、見直し後も広く民間給与の実態を反映させることが可能であり、都政課題の多様化・複雑化により職員の職責が高まっている状況や、人材獲得競争における競争力向上の観点から、公民給与の比較における対象企業規模について、50人以上から100人以上に見直すことが適当であると判断した。

また、例月給における比較対象企業規模との整合性を考慮し、特別給における公民比較についても、比較対象を企業規模100人以上に見直す。

4 職員と民間従業員の給与の比較結果

(1) 例月給

本委員会では、例年、民間準拠を基本とした考え方の下、「職員給与調査」と「民間給与調査」の結果に基づき、職員と民間従業員の給与を精確に比較している。

給与は、一般的に、職種のほか、役職や年齢等が異なることにより、

その水準も異なる傾向にあることから、職員と民間従業員の給与比較は、公民給与それぞれの単純な平均値によるのではなく、以下のとおりラスパイレス方式により行っている。

比較の対象職種を、行政職給料表（一）が適用される事務・技術職職員と、同種の仕事に就いている民間従業員とした上で、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の４月分の給与を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて両者の給与水準を比較している。

その結果、本年４月における職員の平均給与月額が418,577円、民間従業員の平均月額が432,157円となった。

したがって、本年の公民較差は、民間従業員の給与が職員の給与を上回り、その額は13,580円、率にすると3.24%となった。

公民給与の比較

民間従業員	職員	公民較差
432,157 円	418,577 円	13,580 円 (3.24%)

(注) 1 率については、小数点以下第３位を四捨五入している。

2 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の公民較差は、12,766円(3.05%)である。

(2) 特別給

「民間給与調査」の結果によると、昨年８月から本年７月までの１年間に於いて、民間従業員に支給された特別給（賞与）の平均所定内給与月額に対する支給割合は、年間4.90月分であり、職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数4.85月分を0.05月分上回っている。

民間における特別給（賞与）の支給状況

	下 半 期	上 半 期
平均所定内給与月額	427,141 円	441,031 円
特別給の支給額	984,556 円	1,144,720 円
特別給の支給割合	2.30 月分	2.60 月分
特別給年間計	4.90 月分	

- (注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。
- 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
- 3 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合（年間計）は、4.86月分である。

Ⅲ 生計費・賃金雇用情勢・国家公務員の給与等

1 物価・生計費

本年４月の東京都区部における消費者物価指数（総務省「消費者物価指数月報」）は、昨年４月に比べ3.4％上昇しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査報告」）は、昨年４月に比べ4.8％の減となっている。

なお、本委員会が「東京都生計分析調査報告」（東京都総務局）等を基礎に算定した本年４月における世帯人員別標準生計費は、次のとおりである。

世帯人員別標準生計費

世 帯 人 員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
標準生計費	135,760円	181,480円	211,040円	240,580円	270,120円

（参考資料第19表 参照）

2 民間賃金指標・雇用情勢

「毎月勤労統計調査」（東京都総務局）によると、本年４月の東京都における所定内給与は、昨年４月に比べ3.2％増加となった。

東京都における本年４月の有効求人倍率（東京労働局「職業安定業務統計」）は1.79倍（季節調整値）であり、昨年４月より0.04ポイント上昇した。また、東京都における本年４月から６月までの完全失業率（東京都総務局「東京の労働力」）は2.7％（原数値）であり、昨年同期に比べ0.3ポイント低下した。

（参考資料第20表 参照）

3 国家公務員の給与等

人事院は、8月7日に国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行った。それらの概要は、次のとおりである。

【民間給与との較差】

民間給与	国家公務員給与	較差
429,494 円	414,480 円	15,014 円 (3.62%)

- (注) 1 率については、小数点以下第3位を四捨五入している。
 2 国家公務員給与は行政職俸給表(一)適用職員(平均年齢41.9歳)の平均給与月額である。
 3 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の較差は、11,891円(2.87%)である。
 4 比較対象企業規模を100人以上とする見直し及び本府省職員と民間企業従業員の対応関係を東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させる見直しをいずれも行わなかった場合の較差は、10,361円(2.50%)である。

【官民給与の比較方法の見直し】

- 官民給与の比較対象を企業規模100人以上とする
 ○較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の企業規模1,000人以上と対応させる

【給与改定】

俸給表	行政職俸給表(一)： 平均3.3%引上げ 総合職(大卒)の初任給を12,000円、一般職(大卒)の初任給を12,000円、一般職(高卒)の初任給を12,300円引上げ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定 その他の俸給表： 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ改定 指定職俸給表は行政職俸給表(一)10級の平均改定率と同程度の引上げ改定
期末・勤勉手当	年間支給月数 4.60月→4.65月 (引上げ分(0.05月)は期末手当及び勤勉手当に均等配分)
本府省業務調整手当	幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
初任給調整手当	医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定 416,600円→417,600円
特勤勤務手当等	特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

【職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し】

- 官民給与の比較方法の見直し（前掲）
- 本府省業務調整手当の見直し（前掲）
- 特地勤務手当等の見直し（前掲）
- 昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）の廃止

【その他の主な給与制度の見直し】

- 通勤手当
 - ・自動車等使用者について、65km 以上から 100km までの区分（5 km 刻み）を新設（上限 66,400 円）
 - ・現行の 60km 以上までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200 円から 7,100 円までの幅で引上げ
 - ・1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置
 - ・人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置
- 宿日直手当
 - ・宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定（普通・特別宿日直：＋300 円、医師当直：＋1,500 円）
- 地域手当
 - ・給与制度のアップデート（令和 7 年 4 月～）で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和 8 年度の支給割合を設定
- 期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い
 - ・官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
 - ・研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

【公務員人事管理に関する報告】

- 高い使命感とやりがいを持って働ける魅力あふれる公務へ
- 採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務へ
- 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ
- 未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務へ～採用プロセスのアップデート～

Ⅳ 給与改定等

給与勧告制度は、公民較差を解消して職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割を果たしている。

この給与勧告制度の趣旨を踏まえ、本年は、Ⅱの4で述べた職員と民間従業員の給与の比較結果に加え、生計費などを総合的に勘案した結果、給料表の引上げ改定を行うことで公民較差の解消を図ることが適当であると判断した。

また、特別給についても、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を引き上げることが適当であると判断した。

本年の公民較差に基づく給与改定等の内容は、以下のとおりである。

1 公民較差に基づく改定

(1) 給料表

行政職給料表（一）が適用される職員の給与については、民間従業員の給与が職員の給与を13,580円（3.24%）上回っていることから、給料表について、職級によりメリハリをつけた上で、全級全号給の引上げ改定を行う。

具体的には、多様で有為な人材の確保といった観点から、厳しさを増す人材獲得競争の中で競争力を高めるため、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層の給与水準を重点的に引き上げる。

管理職については、職務に対する困難性や責任の重さをより一層給与に反映させることで、仕事へのモチベーションや昇任に対する意欲を高めるため、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げを行う。加えて、監督職についても、同様に職責に応じた処遇の強化を図る。

行政職給料表（一）以外の給料表については、行政職給料表（一）の改定内容を基本として、それぞれの任用実態等を踏まえ改定を行う。

指定職給料表については、これまで国家公務員との均衡を考慮し改定を行ってきたことから、国の指定職俸給表に準じて改定を行い、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額、行政職給料表（一）の

改定状況を踏まえ改定を行う。

なお、給料表の改定に併せ、給与条例の改正に伴い差額を支給されている職員の給料等についても、所要の改定が必要である。

(2) 初任給

採用競争力を高め、多様で有為な人材を確保することは喫緊の課題であることから、国家公務員における初任給の改定状況等も踏まえ、行政職給料表（一）におけるⅠ類Ｂ、Ⅱ類及びⅢ類の初任給について、それぞれ引き上げを行う。

具体的には、Ⅰ類Ｂの初任給を16,500円引き上げ、国の総合職試験（大卒程度）の金額と同額とし、Ⅱ類の初任給を14,100円、Ⅲ類の初任給を12,300円、それぞれ引き上げる。

(3) 特別給

民間事業所における支給割合が職員の年間支給月数を上回っていることを踏まえ、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げて4.90月分とする。指定職給料表適用職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については3.70月分とし、特定任期付職員については3.90月分とし、定年前再任用短時間勤務職員については2.60月分となるよう、それぞれ0.05月分引き上げる。

支給月数の引き上げは、民間従業員の特別給における考課査定分の割合や国家公務員における改定方法等を考慮し、期末手当と勤勉手当で均等に配分することが適当である。

また、勤勉手当が支給されない第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員については、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げて3.70月分とする。

(4) 初任給調整手当

昨年、本委員会は、医師における初任給調整手当の支給限度額を引き上げる勧告を行い、任命権者においては、本年４月、公衆衛生医師等の初任給調整手当の適用区分の引き上げ等を実施し、一定の処遇改

善が図られた。

しかしながら、都においては、医師の人材確保が困難な状況が続いており、その処遇を確保する観点から、初任給調整手当の支給限度額を引き上げることが適当である。

(5) 実施時期

上記(1)、(2)及び(4)の改定は、職員の給与水準を引き上げる内容の改定であり、本年4月時点の比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、令和7年4月1日に遡及して実施することが適当である。また、(3)の改定は、本年12月期の期末・勤勉手当から実施することが適当である。

V 給与制度の改正

1 管理職の給与のアップデート

(1) 管理職の職務の困難度や職責の高まり

都政課題が多様で複雑なものになっていることに伴い、管理職の企画・調整等業務の高度化・困難化が進んでいるほか、働き方の多様化により、組織のマネジメントの複雑さが増している。

こうした管理職の職務の困難度・職責の高まりに対応するため、本年の給料表改定に当たっては、前述のとおり、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げを行うとともに、以下のとおり、管理職給与のアップデートとして、給料表及び給料の特別調整額（管理職手当）の見直しを実施することが適当である。

(2) 課長級の給料表の見直し

課長の職に適用する級については、これまでの給料表改定において、職務・職責に見合う水準となるよう改善を図ってきたが、依然として下位級との給与水準の重なりが大きく、課長昇任後、恒常的に超過勤務を行っていた職員が、職責が高まるにもかかわらず給与水準が下がるケースが生じるなどの課題があった。

課長昇任時の職務・職責に見合った給与上昇を確保するため、課長級の水準の下限である初号の給料月額について引き上げる。具体的には、行政職給料表（一）において、課長級への昇任状況や、課長級における在級実態を考慮し、現行の初号から一定の号給までをカットする。課長代理級との給与水準の重なりが大幅に解消することにより、若手職員が早期に課長級に昇任した場合に、現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとする。

これにより、管理職への早期昇任のインセンティブを高め、チャレンジ意欲を喚起していくことが重要である。

他給料表においても、行政職給料表（一）と同様の見直しを行う。

(3) 給料の特別調整額（管理職手当）の見直し

給料の特別調整額（管理職手当）については、平成19年度にそれまでの定率制から定額制に移行し、平成25年度には部長級の給料月額の定額化及び課長の級の見直しに伴い、区分及び支給額の改正が行われたが、それ以降は、基本的な支給額の改正は行われていない。

管理職の職務の困難化や高度化を踏まえ、この間の職務・職責に基づく給料月額の引上げについて、給料の特別調整額（管理職手当）にも適切に反映する見直しを行うことが適当である。

見直しに当たっては、条例に定める上限額の範囲内において、給料の特別調整額（管理職手当）の各区分における職責差を反映させた支給額に改定する必要がある。

2 人材確保に資する処遇の改善

(1) 住居手当の見直し

住居手当については、平成24年に勧告を行い、自宅に居住する職員に対する手当を廃止した上で、支給対象を、多様で有為な人材の確保という観点から、借家・借間に居住する若年層（35歳未満）に見直した。支給額については、それまでの支給水準や、民間における手当の支給状況、若年層の給与水準等を総合的に勘案して、15,000円とした。

人材確保の困難さが増す中で、都の住居手当支給額が国や他団体と比較して低い現状にあるとともに、民間企業の中には、住居関連手当を採用方策の一つとして重視する動きが見られる。これらの状況を踏まえると、採用における競争力向上の観点から、現在の住居手当の枠組みを基本としつつ、新規学卒者を主な対象として、住居手当を引き上げることが適当である。

このため、新規学卒者のボリュームゾーンである27歳までの職員については、国や他団体、民間における支給状況を踏まえ、支給額を30,000円とする。なお、上位職への昇任や昇給により給与上昇が見込まれる、当該年齢を超える対象者については現行どおりとする。

(2) 初任給決定における経験加算の見直し

都は、多様な職務経歴や専門性を持つ人材の採用を積極的に進めており、社会人経験者等のキャリアを適切に評価し、給料に反映させることは、多様で有為な人材の確保につながる。

現行の初任給決定においては、民間企業等における経験について、職種や雇用形態により、異なる換算率が適用されている。都政課題の多様化に伴い、都の職務に求められる経験の内容も変化していることや、広く多様な人材を確保するという観点から、民間企業等の経験をはじめとした多様なキャリアを適切に給料に反映できるよう、現行の換算方法を見直すことが適当である。

また、一部の試験・選考区分において設けられている経験加算の号給数の上限についても、併せて見直すことが適当である。

これに伴い、任命権者は、在職者と新たに採用される者との間で給料面での不均衡が生じないように、適切な措置を講じる必要がある。

3 その他の手当について

(1) 通勤手当

本年、人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、職員の負担に配慮する観点から、現行60km以上としている距離区分の上限を100km以上とするとともに、支給金額の引上げを行うこととした。また、駐車場等の利用に対する手当の新設や、月の途中で採用された職員への採用日からの手当支給等についても報告・勧告を行った。

都においては、職員の自動車等の使用に係る通勤状況が国とは大きく異なっているが、任命権者は、国の改正の内容や、都における通勤の実態を踏まえ、適切な対応について検討する必要がある。

(2) 特地勤務手当等

本年、人事院は、著しく不便な地に所在する官署等に勤務する職員に支給する特地勤務手当等について、地域手当等他手当との減額調整の廃止や、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大、特地勤務手当等の額の算定基礎の見直しについて、報告・勧告を行った。

都の特地勤務手当等については、これまで、島しょ在勤者の実態に即して都独自に改正してきた経緯があり、昨年は、島しょ地域の地域手当を段階的に16%まで引き上げることに伴い、特地勤務手当等との併給調整について整理が行われた。

任命権者は、こうした都独自の経緯や事情を踏まえ、国の改正内容や、島しょ在勤者の実態等を考慮し、適切な対応について検討する必要がある。

(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

本年、人事院は、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための新たな手当について措置する旨報告・勧告を行った。

地方公務員の手当新設には地方自治法の改正が必要であるため、国が措置する手当の内容や、東京都の最低賃金の状況、職員の給与水準の実態等を踏まえ、今後の法改正の動向を注視していく。

4 教員給与の見直し

本年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営、指導の促進及び教員の処遇の改善を一体的・総合的に進めるため、人事・給与における措置として、新たな職の設置、教職調整額の引上げ等を講じることとされた。

法改正等を踏まえ、都として適切な対応を行う必要がある。

(1) 教職調整額の引上げ

公立学校の教員については、超過勤務手当が支払われない一方で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、給料月額の4%に相当する教職調整額が支給されている。この教職調整額について、今回の法改正により、高度専門職にふさわしい処遇の実現が必要であるとして、現行の給料月額4%から10%まで引き上げることとされた。

都においても、教員の人材確保の必要性に鑑み、法に基づき、教職調整額を引き上げる必要がある。引上げに当たっては、令和8年1月から毎年1%ずつ段階的に引き上げ、令和13年1月に10%とすることとする。

(2) 教育管理職に対する加算措置

上記の教職調整額の引上げに伴い、教職調整額の支給がない教育管理職について、処遇改善を図る観点から、給料月額を引き上げる措置を講じる必要がある。

このため、校長及び副校長の給料月額に加算額を措置することとする。加算額は、教職調整額の引上げ分に相当する額とし、具体的には、主幹教諭等に適用する4級の平均給料月額に教職調整額の引上げ率を乗じて得た額とする。

加算額は、令和8年1月から支給し、教職調整額が10%となる令和13年1月に24,800円となるよう、毎年、教職調整額の引上げに合わせて段階的に引き上げることとする。

(3) 学校教育法改正による新たな職への対応

学校教育法の改正により、新たな職として、児童等の教育をつかさどり、教育活動に関し総合的な調整を行う「主務教諭」を学校に置くことができることとされた。

都は、平成21年から、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、「主任教諭」を独自に設置している。主任教諭は、校内の職員間や関係機関との調整など、校務のリーダーとして学校運営上の重要な役割を担い、一般の教諭とは職務の困難度や職責が異なる職として、教育職給料表の3級が適用されている。

今後、既に設置している主任教諭の役割や、職務の困難度・職責が、学校教育法上の主務教諭と同等かどうかなど、職の位置づけや、給料表における級の適用等について、適切に整理する必要がある。

(4) 義務教育等教員特別手当の見直し

優秀な人材を確保することを目的として、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法に基づき、教員に義務教育等教員特別手当が支給されている。

国は、義務教育費国庫負担金における義務教育等教員特別手当の算定に当たって、支給額に係る率を引き下げる一方、学級担任に対しては、職務の困難性を考慮して月額に3,000円を加算することとし、いずれも令和8年から実施するとしている。

都においても、学級担任の校務における職責や勤務負担の実態を適切に給与に反映させる必要があることから、学級担任に従事する教員に対する加算措置を講じることが適当である。東京都教育委員会は、支給対象・加算額等について検討し、適切に対応する必要がある。

一方、国の支給率の引下げについては、都における教員の採用状況を見ると、近年受験者数は低迷しており、受験倍率が近隣自治体等他団体と比較しても低い状況にあるなど、教員の人材確保が極めて厳しいことを踏まえ、適切な対応を検討する必要がある。

5 実施時期

上記1の(2)、(3)及び2の(1)の改定は、令和8年4月1日から実施することが適当である。また、4の(1)、(2)及び(4)の改定は、令和8年1月1日から実施することが適当である。

6 今後の課題

本委員会は、これまで、職責・能力・業績の給与への反映を基本として、各級の職責差の明確化など都独自の問題意識に基づいた様々な取組を進めてきており、今後とも、任命権者における運用の実態を把握しながら、給与制度全般について不断の検証を重ね、必要な検討を行っていく。以下、給与制度における主な課題とその方向性について述べる。

(1) 職務給の更なる進展

本年、給料表の改定に当たっては、職務・職責差を給与へ一層反映させる観点から、管理監督職層について重点的な改定を行うとともに、課長の級における初号の給与水準の引上げや、給料の特別調整額（管理職手当）の見直しなど、一層の職務給の進展を図った。

今後、職務・職責の給与への反映を徹底するため、給料表の水準・構造や、昇給制度など、都の実態に即したあるべき給与制度について、研究・検討を進めていく。

(2) 国の新たな人事制度検討への対応

本年、人事院は、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向け、給与、勤務時間、任用について一体的に見直し、令和8年夏に措置の骨格、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、検討を進める旨言及した。給与における見直しの方向性として、諸手当について、職務・職責や業務の効率化の視点を踏まえ、抜本的な見直しを検討すること、幹部・管理職員の給与については、役職段階等により簡素な号俸構成とすることや、時々の職務・職責の変化等に応じた給与水準の調整も可能にすることなどを検討するとしている。

都においても、こうした国の動向に留意しながら、都の実態を踏まえ、適時・適切に対応できるよう、検討を進めていく。

(3) 定年の段階的引上げを見据えた給与制度の検討

定年の段階的な引上げに併せて、60歳を超える職員の給与水準は、当分の間の措置として7割に設定されている。予定されている定年引上げの完成を見据え、60歳前後での給与水準が連続的になるよう、給与制度を設計する必要がある。

本委員会としては、人事院が進める65歳定年を見据えた給与水準の在り方や給与カーブの在り方に係る検討状況を注視するとともに、都における定年引上げ等に伴う任用実態の変化や、民間における高齢層の給与の状況などについて継続的に把握し、引き続き新たな給与制度の在り方に関する研究・検討を進めていく。

VI 勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の給与について適正な水準を確保するためのものであり、都民の理解と納得を得ながら職員給与を決定する方式として定着している。

本年は、民間事業所の賃上げ状況等を反映し、給料表及び特別給とも引き上げる内容となっており、民間従業員の給与水準を適切に職員の給与に反映する観点から、早期の較差解消が求められる。

議会及び知事においては、このような給与勧告制度の趣旨等を理解され、勧告のとおり実施されるよう望むものである。

別 紙 第 2

職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）、東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年東京都条例第12号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 令和7年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表を、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第3のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 令和7年12月期の支給月数

ア 下記イからカまでに掲げる職員以外の職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.725月分）とし、期末手当

の年間支給月数を2.525月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.425月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.20月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.60月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.375月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.175月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.625月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.125月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.225月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.40月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.775月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.375月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を0.975月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.625月分）とし、期末手当の年間支給月数を1.925月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.225月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.50月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.975月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.375月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を0.675月分とし、期末手当の年間支給月数を1.325月分とし、勤勉手当の支給月数を1.20月分とし、勤勉手当の年間支給月数を2.375月分とすること。

オ 特定任期付職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を0.825月分とし、期末手当の年間支給月数を1.625月分とし、勤勉手当の支給月数を

1. 15月分とし、勤勉手当の年間支給月数を2. 275月分とすること。

カ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を1. 875月分とし、
期末手当の年間支給月数を3. 70月分とすること。

(2) 令和8年6月期以降の支給月数

ア 下記イからカまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1. 2625月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0. 7125月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1. 1875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0. 5875月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1. 0625月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0. 6125月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1. 3875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0. 6875月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0. 9625月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0. 6125月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1. 4875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0. 6875月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0. 6625月分とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1. 1875月分とすること。

オ 特定任期付職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.8125月分とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1375月分とすること。

カ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.85月分とすること。

3 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給限度額を326,900円とすること。

4 実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2(2)については、令和8年4月1日から実施すること。

Ⅱ 教員の給料

1 教職調整額

義務教育諸学校等の教育職員（学校職員の給与に関する条例別表第2の教育職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、その属する職務の級がこの給料表の4級以下である者には、その者の給料月額100分の10に相当する額の教職調整額を支給すること。

2 給料表

Iの1の(1)の改定後の教育職給料表に備考として、次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

3 実施時期

この改定は、令和8年1月1日から実施すること。

4 経過措置

- (1) IIの1の改定に係る下表の上段に掲げる期間における教職調整額の支給に当たっては、給料月額の下段に掲げる率に相当する額の教職調整額を支給すること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	令和9年1月1日から同年12月31日まで	令和10年1月1日から同年12月31日まで	令和11年1月1日から同年12月31日まで	令和12年1月1日から同年12月31日まで
100分の5	100分の6	100分の7	100分の8	100分の9

- (2) IIの2の改定に係る下表の上段に掲げる期間における給料表の備考の適用に当たっては、「24,800円」とあるのは下段に掲げる額とすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	令和9年1月1日から同年12月31日まで	令和10年1月1日から同年12月31日まで	令和11年1月1日から同年12月31日まで	令和12年1月1日から同年12月31日まで
4,100 円	8,300 円	12,400 円	16,500 円	20,700 円

III 管理職の給料

1 給料表

- (1) Iの1の(1)の改定後の行政職給料表（一）、公安職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）及びIIの2の改定後の教育職給料表を別記第6のとおり改定すること。

- (2) 上記(1)による改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級及び号給は切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。ただし、別表に掲げられている職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、別に人事委員会が定める場合又は任命権者が人事委員会に協議して定める場合を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別記第7に定める号給とすること。

2 実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。

IV 住居手当

1 支給金額

- (1) 職員の給与に関する条例第11条の3第1項第1号又は学校職員の給与に関する条例第13条の3第1項第1号に定める職員

ア 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
30,000円（月額15,000円以上30,000円未満の家賃（使用料を含む。）を支払っているものは15,000円）

イ ア以外の者 15,000円

- (2) 職員の給与に関する条例第11条の3第1項第2号又は学校職員の給与に関する条例第13条の3第1項第2号に定める職員

ア 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
15,000円（月額15,000円以上30,000円未満の家賃（使用料を含む。）を支払っているものは7,500円）

イ ア以外の者 7,500円

2 実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。

別 記 第 1

行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	327,100	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	329,100	551,900
	4	199,300	254,900	276,600	331,000	561,400
	5	200,300	256,000	278,000	332,900	
	6	201,400	257,100	279,300	334,800	
	7	202,600	258,200	280,600	336,900	
	8	203,800	259,300	281,900	338,900	
	9	205,000	260,400	283,300	340,800	
	10	206,200	261,500	284,600	342,800	
	11	207,400	262,600	286,000	344,800	
	12	208,800	263,800	287,500	346,800	
	13	210,200	265,000	289,000	348,800	
	14	211,600	266,200	290,600	350,900	
	15	213,100	267,300	292,200	353,000	
	16	214,600	268,600	293,800	355,000	
	17	216,200	270,000	295,500	357,100	
	18	218,500	271,300	297,400	359,200	
	19	220,800	272,400	299,200	361,400	
	20	223,200	273,700	301,100	363,600	
	21	225,600	275,100	302,900	365,800	
	22	227,600	276,400	304,800	368,300	
	23	229,600	277,600	306,700	370,800	
	24	231,600	278,900	308,500	373,300	
	25	233,600	280,300	310,300	375,800	
	26	235,700	281,800	312,200	378,300	
	27	237,800	283,200	314,100	380,800	
	28	239,900	284,600	315,900	383,600	
	29	242,000	286,100	317,700	386,300	
	30	243,200	288,000	319,600	389,300	
	31	244,500	289,800	321,500	392,200	
	32	245,800	291,700	323,300	395,100	
	33	247,300	293,500	325,100	398,100	
	34	248,300	295,000	326,900	400,900	
	35	249,300	296,500	328,900	403,600	
	36	250,300	297,900	330,800	406,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	37	251,300	299,100	332,600	408,800	
	38	252,200	300,300	334,500	411,300	
	39	253,200	301,500	336,300	413,600	
	40	254,200	302,800	338,200	416,000	
	41	255,200	304,100	340,100	418,400	
	42	256,100	305,400	341,900	420,700	
	43	257,100	306,600	343,800	423,000	
	44	258,100	307,700	345,700	425,300	
	45	259,100	308,900	347,600	427,700	
	46	260,000	310,100	349,500	430,000	
	47	261,000	311,300	351,400	432,200	
	48	262,000	312,500	353,300	434,400	
	49	263,000	313,600	355,300	436,700	
	50	264,000	314,700	357,700	438,900	
	51	265,000	315,800	360,100	441,000	
	52	265,900	317,000	362,500	443,100	
	53	266,800	318,200	364,900	445,000	
	54	267,700	319,300	367,100	446,800	
	55	268,600	320,400	369,100	448,700	
	56	269,600	321,500	371,100	450,500	
	57	270,600	322,700	373,000	452,200	
	58	271,500	323,800	374,800	453,900	
	59	272,400	324,900	376,600	455,500	
	60	273,400	326,000	378,300	457,200	
	61	274,400	327,100	380,100	458,900	
	62	275,300	328,200	381,900	460,300	
	63	276,200	329,300	383,700	461,300	
	64	277,100	330,400	385,400	462,100	
	65	278,100	331,500	387,000	462,900	
	66	279,000	332,500	388,600	463,700	
	67	279,900	333,600	390,100	464,400	
	68	280,800	334,700	391,400	465,100	
	69	281,700	335,800	392,700	465,800	
	70	282,600	336,900	393,500	466,500	
	71	283,500	338,000	394,300	467,200	
	72	284,400	339,000	395,000	467,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	73	285,300	340,100	395,700	468,600	
	74	286,200	341,000	396,300	469,300	
	75	287,100	342,000	396,900	470,000	
	76	288,000	343,000	397,500	470,600	
	77	288,900	344,000	398,200	471,200	
	78	289,800	344,900	398,800	471,900	
	79	290,700	345,700	399,400	472,500	
	80	291,600	346,400	400,000	473,100	
	81	292,500	347,100	400,500	473,700	
	82	293,300	347,700	401,100	474,300	
	83	294,200	348,300	401,700	474,900	
	84	295,100	348,900	402,200	475,500	
	85	296,000	349,400	402,700	476,100	
	86	296,800	350,000	403,200	476,700	
	87	297,700	350,500	403,700	477,300	
	88	298,500	351,000	404,300	477,800	
	89	299,400	351,500	404,900	478,300	
	90	300,200	352,100	405,500	478,900	
	91	301,100	352,600	406,100	479,400	
	92	302,000	353,000	406,600	479,900	
	93	302,800	353,500	407,100	480,400	
	94	303,600	354,000	407,700	480,900	
	95	304,500	354,500	408,200	481,400	
	96	305,300	355,000	408,700	481,900	
	97	306,200	355,400	409,200	482,300	
	98	307,000	355,900	409,700		
	99	307,900	356,300	410,200		
	100	308,700	356,800	410,700		
	101	309,600	357,300	411,200		
	102	310,500	357,700	411,700		
	103	311,300	358,200	412,200		
	104	312,100	358,700	412,700		
	105	312,900	359,100	413,100		
	106	313,600	359,500	413,600		
	107	314,300	359,900	414,100		
	108	315,100	360,300	414,500		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	109	315,700	360,700	414,900		
	110	316,300	361,100	415,400		
	111	316,800	361,500	415,900		
	112	317,300	361,900	416,300		
	113	317,800	362,300	416,700		
	114	318,200	362,700	417,200		
	115	318,700	363,100	417,700		
	116	319,200	363,500	418,100		
	117	319,600	363,900	418,500		
	118	320,000	364,300	419,000		
	119	320,300	364,700	419,400		
	120	320,600	365,100	419,800		
	121	320,900	365,500	420,200		
	122	321,300	365,800	420,700		
	123	321,600	366,200	421,100		
	124	321,900	366,600	421,500		
	125	322,200	367,000	421,900		
	126	322,600	367,300	422,400		
	127	322,900	367,700	422,800		
	128	323,200	368,100	423,200		
	129	323,500	368,500	423,600		
	130	323,900		424,100		
	131	324,200		424,500		
	132	324,500		424,900		
	133	324,800		425,300		
	134	325,200		425,700		
	135	325,500		426,100		
	136	325,800		426,500		
	137	326,100		426,900		
	138	326,400		427,300		
	139	326,800		427,700		
	140	327,100		428,100		
	141	327,400		428,500		
	142	327,700				
	143	328,000				
	144	328,300				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	145	328,600				
	146	328,900				
	147	329,200				
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	221,100	250,300	260,000	278,500	296,400	334,800	359,900	542,600
	2	222,400	252,800	262,300	279,900	297,900	336,700	362,000	552,600
	3	223,700	255,200	264,600	281,300	299,500	338,600	364,100	562,600
	4	225,000	257,600	266,800	282,800	301,100	340,600	366,200	
	5	226,400	260,000	268,900	284,300	302,700	342,600	368,400	
	6	228,000	262,300	270,100	285,700	304,300	344,500	370,500	
	7	229,600	264,600	271,300	287,100	305,900	346,500	372,800	
	8	231,200	266,800	272,500	288,600	307,500	348,500	375,100	
	9	232,900	268,900	273,700	290,100	309,200	350,500	377,300	
	10	234,700	270,100	274,900	291,500	310,800	352,400	379,500	
	11	236,500	271,200	276,100	293,000	312,400	354,400	381,800	
	12	238,300	272,300	277,300	294,500	314,100	356,400	384,100	
	13	240,200	273,400	278,500	296,000	315,800	358,500	386,400	
	14	242,400	274,600	279,700	297,400	317,500	360,500	388,700	
	15	244,700	275,700	280,900	298,900	319,300	362,500	391,000	
	16	247,200	276,800	282,100	300,400	321,000	364,500	393,300	
	17	249,700	277,900	283,300	301,900	322,800	366,600	395,600	
	18	252,200	279,000	284,600	303,400	324,600	368,600	397,900	
	19	254,600	280,100	285,900	304,900	326,400	370,700	400,200	
	20	257,000	281,200	287,200	306,400	328,300	372,800	402,500	
	21	259,400	282,200	288,500	307,900	330,300	374,800	404,900	
	22	261,700	283,300	289,800	309,400	332,100	376,800	407,200	
	23	264,000	284,400	291,100	310,900	334,000	378,900	409,500	
	24	266,200	285,500	292,400	312,500	335,900	381,000	411,900	
	25	268,300	286,500	293,700	314,100	337,900	383,100	414,300	
	26	269,200	287,600	295,000	315,700	339,700	385,100	416,900	
	27	270,100	288,700	296,300	317,300	341,600	387,200	419,500	
	28	271,000	289,700	297,600	318,900	343,600	389,300	422,100	
	29	271,800	290,700	298,900	320,600	345,600	391,400	424,700	
	30	272,700	291,800	300,200	322,300	347,500	393,500	426,900	
	31	273,600	292,900	301,500	324,000	349,400	395,600	429,200	
	32	274,400	293,900	302,800	325,800	351,300	397,700	431,500	
	33	275,200	294,900	304,200	327,500	353,300	399,800	433,700	
	34	276,100	296,000	305,600	329,200	355,200	401,900	435,900	
	35	276,900	297,100	307,000	330,900	357,200	404,000	438,000	
	36	277,800	298,100	308,400	332,700	359,200	406,100	440,100	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	37	278,600	299,100	309,900	334,500	361,100	408,300	442,200	
	38	279,500	300,200	311,300	336,200	363,000	410,500	444,200	
	39	280,400	301,300	312,800	338,000	365,000	412,700	446,100	
	40	281,200	302,300	314,300	339,800	367,000	414,900	448,000	
	41	282,000	303,300	315,800	341,600	369,000	417,100	449,900	
	42	282,900	304,400	317,400	343,400	370,700	418,900	451,800	
	43	283,800	305,400	319,100	345,200	372,400	420,700	453,700	
	44	284,600	306,400	320,700	347,000	374,100	422,500	455,600	
	45	285,400	307,500	322,400	348,800	375,700	424,300	457,400	
	46	286,300	308,500	323,600	350,400	377,300	426,100	459,300	
	47	287,200	309,500	324,800	352,000	378,900	427,900	461,200	
	48	288,000	310,500	326,000	353,600	380,500	429,700	463,000	
	49	288,800	311,500	327,200	355,100	382,100	431,400	464,800	
	50	289,700	312,500	328,400	356,700	383,700	433,200	466,600	
	51	290,600	313,500	329,600	358,300	385,300	435,000	468,400	
	52	291,400	314,500	330,800	359,900	386,800	436,800	470,200	
	53	292,200	315,400	332,000	361,400	388,300	438,500	471,900	
	54	293,100	316,400	333,100	363,000	389,800	440,300	473,300	
	55	294,000	317,400	334,300	364,500	391,300	442,100	474,700	
	56	294,800	318,400	335,500	366,000	392,800	443,800	476,000	
	57	295,600	319,300	336,700	367,500	394,300	445,500	477,200	
	58	296,500	320,300	337,800	369,000	395,800	447,100	478,300	
	59	297,400	321,300	338,900	370,500	397,300	448,700	479,400	
	60	298,200	322,300	340,100	372,000	398,800	450,200	480,400	
	61	299,000	323,200	341,300	373,400	400,300	451,700	481,400	
	62	299,800	324,200	342,500	374,800	401,800	453,100	482,100	
	63	300,700	325,200	343,600	376,200	403,300	454,400	482,800	
	64	301,500	326,200	344,700	377,500	404,800	455,700	483,500	
	65	302,300	327,100	345,800	378,900	406,200	457,000	484,200	
	66	303,100	328,100	347,000	380,200	407,700	458,100	484,900	
	67	304,000	329,100	348,100	381,600	409,200	459,200	485,500	
68	304,800	330,100	349,200	382,900	410,600	460,200	486,100		
69	305,600	331,000	350,300	384,300	412,000	461,200	486,700		
70	306,400	332,000	351,500	385,700	413,300	462,300	487,300		
71	307,200	333,000	352,600	387,100	414,500	463,400	487,900		
72	308,100	334,000	353,700	388,400	415,700	464,400	488,600		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	73	308,900	334,900	354,800	389,700	416,900	465,300	489,200	
	74	309,800	335,900	356,000	391,000	418,100	466,000	489,800	
	75	310,600	336,900	357,100	392,400	419,200	466,600	490,400	
	76	311,400	337,800	358,200	393,700	420,300	467,200	490,900	
	77	312,200	338,700	359,200	395,000	421,400	467,800	491,500	
	78	313,100	339,700	360,300	396,300	422,400	468,400	492,000	
	79	313,900	340,700	361,400	397,600	423,400	469,000	492,500	
	80	314,700	341,600	362,500	398,800	424,300	469,600	493,000	
	81	315,500	342,500	363,600	400,000	425,300	470,200	493,500	
	82	316,300	343,500	364,600	401,100	426,100	470,800	494,000	
	83	317,100	344,400	365,700	402,200	426,900	471,400	494,500	
	84	317,900	345,300	366,700	403,200	427,700	472,000	495,000	
	85	318,700	346,200	367,700	404,300	428,500	472,600	495,400	
	86	319,500	347,100	368,700	405,300	429,200	473,200	495,900	
	87	320,300	348,000	369,700	406,200	429,900	473,800	496,400	
	88	321,100	348,900	370,700	407,200	430,600	474,300	496,900	
	89	321,800	349,800	371,700	408,100	431,200	474,900	497,300	
	90	322,600	350,700	372,700	408,900	431,800	475,400	497,800	
	91	323,400	351,500	373,700	409,600	432,400	475,900	498,300	
	92	324,200	352,300	374,700	410,400	433,000	476,400	498,700	
	93	324,900	353,200	375,700	411,100	433,600	476,900	499,200	
	94	325,700	354,000	376,600	411,900	434,200	477,400	499,700	
	95	326,500	354,800	377,500	412,600	434,800	477,900	500,200	
	96	327,200	355,700	378,300	413,300	435,400	478,400	500,600	
	97	327,900	356,500	379,200	414,000	436,000	478,800	501,000	
	98	328,700	357,300	380,000	414,700	436,600	479,300	501,500	
	99	329,500	358,000	380,700	415,400	437,200	479,800	502,000	
	100	330,200	358,800	381,400	416,000	437,800	480,300	502,400	
	101	330,900	359,500	382,100	416,600	438,400	480,700	502,800	
	102	331,700	360,300	382,900	417,200	439,000	481,200	503,300	
	103	332,500	361,000	383,600	417,800	439,600	481,700	503,800	
	104	333,200	361,700	384,300	418,400	440,100	482,100	504,200	
	105	333,900	362,400	385,000	419,000	440,700	482,600	504,600	
	106	334,700	363,100	385,600	419,600	441,200	483,100		
	107	335,500	363,800	386,200	420,200	441,700	483,600		
	108	336,200	364,500	386,700	420,800	442,200	484,000		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	109	336,900	365,200	387,300	421,400	442,700	484,400		
	110	337,700	365,800	387,900	422,000	443,200	484,900		
	111	338,400	366,400	388,400	422,600	443,700	485,400		
	112	339,100	366,900	389,000	423,200	444,200	485,800		
	113	339,800	367,400	389,600	423,800	444,600	486,200		
	114		367,900	390,200	424,400	445,100	486,700		
	115		368,400	390,700	425,000	445,600	487,200		
	116		368,900	391,200	425,500	446,100	487,600		
	117		369,400	391,800	426,100	446,500	488,000		
	118		369,900	392,400	426,600	447,000			
	119		370,300	392,900	427,100	447,500			
	120		370,800	393,400	427,600	447,900			
	121		371,200	393,900	428,100	448,300			
	122		371,600	394,400	428,600	448,800			
	123		372,000	394,900	429,100	449,300			
	124		372,400	395,400	429,600	449,700			
	125		372,800	395,900	430,000	450,100			
	126		373,200	396,400	430,500	450,600			
	127		373,600	396,900	431,000	451,100			
	128		374,000	397,400	431,500	451,500			
	129		374,400	397,900	431,900	451,900			
	130		374,700	398,400	432,400	452,400			
	131		375,000	398,900	432,900	452,900			
	132		375,300	399,400	433,300	453,300			
	133		375,600	399,800	433,700	453,700			
	134		375,900	400,300	434,200	454,200			
	135		376,200	400,800	434,700	454,700			
	136		376,500	401,300	435,100	455,100			
	137		376,800	401,700	435,500	455,500			
	138		377,100	402,200	436,000	456,000			
	139		377,400	402,600	436,500	456,500			
	140		377,700	403,000	436,900	456,900			
	141		378,000	403,400	437,300	457,300			
	142		378,300	403,800	437,800				
	143		378,600	404,300	438,300				
	144		378,900	404,700	438,700				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	145		379,200	405,100	439,100				
	146		379,500	405,500	439,600				
	147		379,800	406,000	440,100				
	148		380,100	406,400	440,500				
	149		380,400	406,800	440,900				
	150			407,200	441,400				
	151			407,700	441,900				
	152			408,100	442,300				
	153			408,500	442,700				
	154				443,200				
	155				443,700				
	156				444,100				
	157				444,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		242,900	280,300	297,900	310,400	321,100	338,700	356,500	453,600

備考 この表は、警察職員及び消防職員で人事委員会が定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	283,000	372,400	452,300
	2	285,300	376,100	455,300
	3	287,600	379,700	458,300
	4	290,000	383,300	461,200
	5	292,400	386,900	464,100
	6	294,800	390,600	467,000
	7	297,200	394,300	469,800
	8	299,600	398,000	472,700
	9	302,000	401,700	475,600
	10	304,400	405,500	478,400
	11	306,800	409,200	481,200
	12	309,200	412,900	484,100
	13	311,600	416,600	487,000
	14	314,200	420,400	489,800
	15	316,800	424,200	492,600
	16	319,500	428,000	495,300
	17	322,200	431,700	498,000
	18	325,100	434,000	500,800
	19	328,000	436,300	503,600
	20	331,100	438,500	506,300
	21	334,100	440,700	509,000
	22	336,800	442,900	511,700
	23	339,400	445,000	514,300
	24	341,900	447,100	516,800
	25	344,400	449,200	519,400
	26	346,800	451,200	522,000
	27	349,200	453,200	524,500
	28	351,700	455,200	526,900
	29	354,100	457,100	529,300
	30	356,400	459,100	531,800
	31	358,800	461,100	534,300
	32	361,300	463,100	536,800
	33	363,700	465,000	539,200
	34	366,100	466,900	541,700
	35	368,600	468,800	544,100
	36	371,000	470,700	546,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	37	373,300	472,500	548,900
	38	375,400	474,400	551,300
	39	377,500	476,300	553,700
	40	379,600	478,100	556,000
	41	381,600	479,900	558,300
	42	383,700	481,700	560,300
	43	385,700	483,500	562,300
	44	387,700	485,300	564,300
	45	389,700	487,100	566,200
	46	391,700	488,800	568,000
	47	393,800	490,500	569,600
	48	395,800	492,100	571,100
	49	397,700	493,700	572,500
	50	398,900	495,200	573,900
	51	400,100	496,600	575,300
	52	401,200	497,900	576,700
	53	402,300	499,200	578,100
	54	403,400	500,300	579,400
	55	404,500	501,300	580,700
	56	405,600	502,200	582,000
	57	406,600	503,100	583,200
	58	407,400	504,000	584,300
	59	408,300	504,900	585,400
	60	409,200	505,800	586,500
	61	410,100	506,600	587,600
	62	410,900	507,400	588,700
	63	411,700	508,200	589,800
	64	412,500	508,900	590,900
	65	413,200	509,600	591,900
	66	413,800	510,300	592,900
	67	414,400	510,900	593,900
	68	415,000	511,400	594,900
	69	415,600	511,900	595,900
	70	416,100	512,500	596,900
	71	416,600	513,100	597,900
	72	417,000	513,700	598,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	73	417,400	514,200	599,700
	74	417,900	514,800	600,700
	75	418,300	515,400	601,600
	76	418,700	516,000	602,500
	77	419,200	516,500	603,400
	78	419,700	517,100	604,300
	79	420,100	517,700	605,200
	80	420,500	518,200	606,100
	81	421,000	518,800	606,900
	82	421,500	519,400	607,800
	83	421,900	520,000	608,700
	84	422,300	520,500	609,600
	85	422,600	521,000	610,400
	86	423,100	521,600	611,300
	87	423,500	522,100	612,200
	88	423,900	522,700	613,000
	89	424,200	523,200	613,700
	90	424,600	523,700	614,500
	91	425,000	524,200	615,300
	92	425,400	524,700	616,100
	93	425,700	525,200	616,900
	94	426,100	525,700	617,600
	95	426,500	526,200	618,400
	96	426,900	526,700	619,200
	97	427,200	527,200	620,000
	98	427,600	527,700	620,700
	99	428,000	528,200	621,400
	100	428,400	528,700	622,200
	101	428,700	529,200	622,900
	102	429,100	529,700	623,600
	103	429,500	530,200	624,400
	104	429,900	530,700	625,100
	105	430,200	531,200	625,800
	106	430,600		626,400
	107	431,000		627,100
	108	431,400		627,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	109	円 431,700	円	円 628,500
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 305,200	円 366,600	円 427,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	196,600	253,400	273,000	325,100
	2	197,600	254,300	274,300	327,100
	3	198,700	255,300	275,600	329,100
	4	199,800	256,100	276,900	331,000
	5	200,900	257,000	278,300	332,900
	6	202,100	257,900	279,700	334,800
	7	203,400	258,800	281,100	336,900
	8	204,700	259,700	282,300	338,900
	9	206,100	260,800	283,700	340,800
	10	207,500	261,800	285,000	342,800
	11	208,900	262,900	286,400	344,800
	12	210,500	264,000	288,000	346,800
	13	212,100	265,200	289,500	348,800
	14	213,600	266,400	291,000	350,900
	15	215,100	267,600	292,500	353,000
	16	216,700	268,900	294,100	355,000
	17	218,400	270,200	295,800	357,100
	18	220,000	271,500	297,700	359,200
	19	221,600	272,700	299,500	361,400
	20	223,200	273,900	301,300	363,600
	21	224,900	275,300	303,200	365,800
	22	227,600	276,600	305,100	368,300
	23	230,300	278,000	307,000	370,800
	24	233,000	279,200	308,800	373,300
	25	235,700	280,500	310,600	375,800
	26	237,500	282,000	312,500	378,300
	27	239,400	283,400	314,300	380,800
	28	241,400	284,900	316,100	383,600
	29	243,400	286,400	318,000	386,300
	30	244,500	288,200	319,900	389,300
	31	245,600	290,000	321,800	392,200
	32	246,700	291,800	323,600	395,100
	33	247,800	293,700	325,400	398,100
	34	248,900	295,200	327,100	400,900
	35	250,100	296,700	329,100	403,600
	36	251,300	298,000	331,000	406,300

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	252,400	299,200	332,800	408,800
	38	253,300	300,400	334,700	411,300
	39	254,300	301,600	336,500	413,600
	40	255,100	302,900	338,300	416,000
	41	256,000	304,200	340,200	418,400
	42	256,900	305,500	342,000	420,700
	43	257,800	306,700	343,800	423,000
	44	258,700	307,800	345,700	425,300
	45	259,600	309,000	347,600	427,700
	46	260,600	310,200	349,500	430,000
	47	261,700	311,500	351,400	432,200
	48	262,800	312,700	353,300	434,400
	49	263,900	313,800	355,300	436,700
	50	264,900	314,900	357,700	438,900
	51	265,900	316,000	360,100	441,000
	52	266,900	317,200	362,500	443,100
	53	267,800	318,400	364,900	445,000
	54	268,700	319,500	367,100	446,800
	55	269,600	320,500	369,100	448,700
	56	270,600	321,700	371,100	450,500
	57	271,600	322,900	373,000	452,200
	58	272,600	324,100	374,800	453,900
	59	273,500	325,200	376,600	455,500
	60	274,400	326,300	378,300	457,200
	61	275,400	327,400	380,100	458,900
	62	276,300	328,400	381,900	460,300
	63	277,200	329,500	383,700	461,300
	64	278,200	330,600	385,400	462,100
	65	279,100	331,800	387,000	462,900
	66	279,900	332,900	388,600	463,700
	67	280,700	334,000	390,100	464,400
	68	281,700	335,100	391,400	465,100
	69	282,700	336,200	392,700	465,800
	70	283,600	337,300	393,500	466,500
	71	284,400	338,400	394,300	467,200
	72	285,300	339,400	395,000	467,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	73	286,200	340,500	395,700	468,600
	74	287,100	341,400	396,300	469,300
	75	288,000	342,300	396,900	470,000
	76	288,800	343,200	397,500	470,600
	77	289,600	344,200	398,200	471,200
	78	290,500	345,000	398,800	471,900
	79	291,300	345,800	399,400	472,500
	80	292,100	346,500	400,000	473,100
	81	292,900	347,200	400,500	473,700
	82	293,700	347,800	401,100	474,300
	83	294,500	348,300	401,700	474,900
	84	295,400	348,900	402,200	475,500
	85	296,200	349,400	402,700	476,100
	86	297,000	350,000	403,200	476,700
	87	297,800	350,500	403,700	477,300
	88	298,500	351,000	404,300	477,800
	89	299,500	351,500	404,900	478,300
	90	300,200	352,100	405,500	478,900
	91	301,100	352,600	406,100	479,400
	92	302,000	353,000	406,600	479,900
	93	302,800	353,500	407,100	480,400
	94	303,600	354,000	407,700	
	95	304,500	354,500	408,200	
	96	305,300	355,000	408,700	
	97	306,100	355,400	409,200	
	98	306,900	355,900	409,700	
	99	307,800	356,300	410,200	
	100	308,600	356,800	410,700	
	101	309,400	357,300	411,200	
	102	310,200	357,700	411,700	
	103	310,900	358,200	412,200	
	104	311,700	358,500	412,700	
	105	312,400	358,800	413,100	
	106	313,000	359,100	413,600	
	107	313,600	359,500	414,100	
	108	314,400	359,900	414,500	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	109	315,100	360,300	414,900	
	110	315,800	360,600	415,400	
	111	316,400	361,000	415,900	
	112	317,000	361,400	416,300	
	113	317,500	361,800	416,700	
	114	318,000	362,200	417,200	
	115	318,600	362,500	417,700	
	116	319,100	362,900	418,100	
	117	319,500	363,300	418,500	
	118	319,800	363,600	419,000	
	119	320,100	364,000	419,400	
	120	320,400	364,400	419,800	
	121	320,700	364,800	420,200	
	122	321,000	365,100	420,700	
	123	321,300	365,500	421,100	
	124	321,600	365,900	421,500	
	125	321,900	366,300	421,900	
	126	322,200		422,300	
	127	322,500		422,700	
	128	322,800		423,100	
	129	323,100		423,500	
	130	323,400		423,900	
	131	323,700		424,300	
	132	324,000		424,700	
	133	324,300		425,100	
	134	324,600			
	135	324,900			
	136	325,200			
	137	325,500			
	138	325,800			
	139	326,100			
	140	326,400			
	141	326,700			
	142	327,000			
	143	327,300			
	144	327,600			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	145	327,900			
	146	328,200			
	147	328,500			
	148	328,800			
	149	329,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		210,400	243,100	284,900	330,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	208,100	255,800	274,300	317,300
	2	209,500	256,600	275,500	319,200
	3	211,100	257,600	276,700	321,100
	4	212,700	258,500	278,100	323,100
	5	214,400	259,500	279,500	325,100
	6	216,000	260,500	280,800	327,100
	7	217,600	261,400	282,100	329,100
	8	219,300	262,300	283,400	331,000
	9	221,000	263,200	284,800	332,900
	10	222,600	264,200	286,100	334,800
	11	224,300	265,100	287,500	336,900
	12	226,000	266,000	289,000	338,900
	13	227,800	266,900	290,500	340,800
	14	229,500	268,000	291,900	342,800
	15	231,200	269,000	293,200	344,800
	16	232,900	270,100	294,700	346,800
	17	234,600	271,300	296,400	348,800
	18	236,300	272,400	298,200	350,900
	19	238,000	273,400	299,800	353,000
	20	239,700	274,600	301,600	355,000
	21	241,400	275,800	303,500	357,100
	22	243,200	277,000	305,300	359,200
	23	245,200	278,300	307,200	361,400
	24	247,200	279,600	308,900	363,600
	25	249,000	280,900	310,700	365,800
	26	249,700	282,300	312,500	368,300
	27	250,500	283,600	314,300	370,800
	28	251,300	285,100	316,100	373,300
	29	252,000	286,700	317,900	375,800
	30	252,700	288,500	319,800	378,300
	31	253,500	290,100	321,600	380,800
	32	254,300	291,900	323,400	383,600
	33	255,000	293,700	325,200	386,300
	34	255,700	295,200	327,000	389,300
	35	256,500	296,600	329,000	392,200
	36	257,200	298,000	330,900	395,100

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	258,000	299,300	332,700	398,100
	38	258,700	300,600	334,600	400,900
	39	259,500	301,800	336,400	403,600
	40	260,300	303,000	338,300	406,300
	41	261,100	304,200	340,200	408,800
	42	261,800	305,500	342,000	411,300
	43	262,600	306,700	343,900	413,600
	44	263,400	307,800	345,800	416,000
	45	264,200	309,000	347,700	418,400
	46	264,900	310,200	349,600	420,700
	47	265,700	311,500	351,500	423,000
	48	266,500	312,600	353,400	425,300
	49	267,500	313,700	355,400	427,700
	50	268,500	314,800	357,800	430,000
	51	269,400	315,900	360,200	432,200
	52	270,400	317,100	362,600	434,400
	53	271,500	318,300	365,000	436,700
	54	272,400	319,400	367,200	438,900
	55	273,200	320,500	369,200	441,000
	56	274,100	321,700	371,200	443,100
	57	275,100	322,800	373,100	445,000
	58	276,000	324,100	374,900	446,800
	59	276,800	325,200	376,700	448,700
	60	277,700	326,200	378,400	450,500
	61	278,700	327,200	380,200	452,200
	62	279,600	328,300	382,000	453,900
	63	280,400	329,400	383,800	455,500
	64	281,300	330,500	385,500	457,200
	65	282,200	331,600	387,100	458,900
	66	283,100	332,600	388,600	460,300
	67	284,000	333,700	390,100	461,300
	68	284,800	334,800	391,400	462,100
	69	285,700	335,900	392,700	462,900
	70	286,600	337,000	393,500	463,700
	71	287,500	338,200	394,300	464,400
	72	288,300	339,200	395,000	465,100

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	73	289,200	340,200	395,700	465,800
	74	290,100	341,200	396,300	466,500
	75	290,900	342,300	396,900	467,200
	76	291,800	343,300	397,500	467,900
	77	292,600	344,300	398,200	468,600
	78	293,400	345,200	398,800	469,300
	79	294,300	346,000	399,400	470,000
	80	295,200	346,700	400,000	470,600
	81	296,000	347,400	400,500	471,200
	82	296,800	348,000	401,100	471,900
	83	297,700	348,600	401,700	472,500
	84	298,500	349,200	402,200	473,100
	85	299,400	349,800	402,700	473,700
	86	300,200	350,400	403,200	474,300
	87	301,100	351,000	403,700	474,900
	88	302,000	351,500	404,300	475,500
	89	302,800	351,900	404,900	476,100
	90	303,600	352,400	405,500	476,700
	91	304,500	352,800	406,100	477,300
	92	305,300	353,200	406,600	477,800
	93	306,200	353,700	407,100	478,300
	94	307,000	354,100	407,700	
	95	307,900	354,500	408,200	
	96	308,700	355,000	408,700	
	97	309,600	355,500	409,100	
	98	310,500	355,900	409,600	
	99	311,200	356,300	410,100	
	100	311,900	356,800	410,600	
	101	312,600	357,300	411,100	
	102	313,300	357,700	411,600	
	103	313,900	358,100	412,100	
	104	314,600	358,500	412,600	
	105	315,200	358,800	413,000	
	106	315,900	359,200	413,500	
	107	316,400	359,600	414,000	
	108	316,900	360,000	414,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	109	317,300	360,300	414,800	
	110	317,800	360,600	415,300	
	111	318,200	361,000	415,800	
	112	318,700	361,400	416,200	
	113	319,000	361,800	416,600	
	114	319,300	362,200	417,100	
	115	319,600	362,600	417,600	
	116	319,900	362,900	418,000	
	117	320,200	363,300	418,400	
	118	320,500	363,700	418,900	
	119	320,800	364,100	419,300	
	120	321,100	364,500	419,700	
	121	321,400	364,800	420,100	
	122	321,700	365,100	420,500	
	123	322,000	365,500	420,900	
	124	322,300	365,900	421,300	
	125	322,600	366,200	421,700	
	126	322,900	366,500	422,100	
	127	323,200	366,900	422,500	
	128	323,500	367,300	422,900	
	129	323,800	367,600	423,300	
	130	324,100			
	131	324,400			
	132	324,700			
	133	325,000			
	134	325,300			
	135	325,600			
	136	325,900			
	137	326,200			
	138	326,500			
	139	326,800			
	140	327,100			
	141	327,400			
	142	327,700			
	143	328,000			
	144	328,300			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	145	円 328,600	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 214,600	円 244,200	円 284,900	円 330,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300	416,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400	418,400
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	379,500	420,400
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600	422,400
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700	424,400
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700	426,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600	428,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400	430,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200	432,100
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000	434,100
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900	436,000
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800	437,900
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700	439,800
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500	441,700
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300	443,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200	445,500
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100	447,400
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900	449,300
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800	451,200
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600	453,100
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400	455,000
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	415,300	456,900
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100	458,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900	460,700
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700	462,500
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500	464,400
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300	466,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100	468,200
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900	470,000
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700	471,900
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500	473,800
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300	475,700
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100	477,500
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900	479,300
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700	481,100
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400	482,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100	484,700
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900	486,400
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600	488,100
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300	489,800
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	449,000	491,500
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	450,700	493,200
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	452,400	494,900
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	454,100	496,500
	45	265,600	314,900	371,700	397,800	455,700	498,100
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	457,400	499,700
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	459,100	501,400
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	460,800	503,000
	49	269,100	320,300	377,700	404,000	462,400	504,600
	50	270,000	321,700	379,200	405,500	464,000	506,300
	51	270,900	323,000	380,700	407,000	465,600	507,900
	52	271,700	324,300	382,200	408,500	467,100	509,500
	53	272,500	325,600	383,600	410,000	468,600	511,000
	54	273,400	327,000	385,000	411,400	470,000	512,600
	55	274,200	328,300	386,500	412,800	471,400	514,200
	56	275,000	329,600	387,900	414,200	472,800	515,700
	57	275,800	330,900	389,300	415,600	474,200	517,100
	58	276,600	332,300	390,600	416,900	475,500	518,300
	59	277,400	333,600	391,900	418,200	476,800	519,400
	60	278,200	334,900	393,200	419,500	478,100	520,500
	61	279,000	336,200	394,400	420,700	479,400	521,600
	62	279,800	337,500	395,500	421,900	480,600	522,500
	63	280,600	338,800	396,500	423,200	481,700	523,400
	64	281,400	340,000	397,500	424,400	482,700	524,100
	65	282,100	341,200	398,400	425,600	483,700	524,800
	66	282,900	342,400	399,300	426,800	484,600	525,500
	67	283,700	343,600	400,100	428,000	485,500	526,200
	68	284,400	344,800	400,900	429,200	486,300	526,800
	69	285,100	345,900	401,600	430,300	487,100	527,400
	70	285,900	347,000	402,400	431,400	488,000	528,000
	71	286,600	348,100	403,100	432,500	488,800	528,600
	72	287,300	349,100	403,800	433,600	489,500	529,100

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	73	288,000	350,100	404,400	434,700	490,200	529,600
	74	288,800	351,100	405,000	435,700	490,800	530,100
	75	289,500	352,100	405,500	436,700	491,400	530,600
	76	290,200	353,100	406,000	437,700	491,900	531,100
	77	290,900	354,000	406,400	438,600	492,400	531,600
	78	291,600	354,900	406,900	439,500	492,900	532,100
	79	292,300	355,800	407,300	440,400	493,400	532,600
	80	293,000	356,700	407,700	441,300	493,900	533,100
	81	293,700	357,500	408,100	442,100	494,400	533,600
	82	294,400	358,300	408,600	442,900	494,900	534,100
	83	295,100	359,000	409,000	443,700	495,400	534,600
	84	295,800	359,700	409,400	444,400	495,900	535,100
	85	296,400	360,400	409,700	445,000	496,400	535,600
	86	297,100	361,100	410,100	445,500	496,900	
	87	297,800	361,700	410,500	445,900	497,400	
	88	298,400	362,200	410,900	446,300	497,900	
	89	299,000	362,700	411,300	446,700	498,400	
	90	299,700	363,200	411,700	447,200	498,900	
	91	300,300	363,800	412,100	447,600	499,400	
	92	300,900	364,300	412,500	448,000	499,900	
	93	301,500	364,800	412,900	448,300	500,400	
	94	302,100	365,300	413,300	448,700	500,900	
	95	302,700	365,800	413,700	449,100	501,400	
	96	303,300	366,300	414,100	449,500	501,900	
	97	303,900	366,800	414,500	449,900	502,400	
	98	304,600	367,300	414,900	450,300	502,900	
	99	305,200	367,800	415,300	450,700	503,400	
	100	305,700	368,200	415,700	451,100	503,900	
	101	306,200	368,600	416,100	451,500	504,400	
	102	306,900	369,100	416,500	451,900		
	103	307,500	369,500	416,900	452,300		
	104	308,000	369,900	417,300	452,700		
	105	308,500	370,300	417,700	453,100		
	106	309,000	370,700	418,100	453,500		
	107	309,600	371,100	418,500	453,900		
	108	310,100	371,500	418,900	454,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	109	310,600	371,800	419,200	454,700		
	110	311,100	372,200	419,600	455,100		
	111	311,600	372,500	419,900	455,500		
	112	312,100	372,800	420,300	455,900		
	113	312,600	373,100	420,700	456,300		
	114	313,100	373,500	421,100	456,700		
	115	313,600	373,800	421,500	457,100		
	116	314,000	374,100	421,900	457,500		
	117	314,400	374,400	422,200	457,900		
	118	314,900	374,800	422,600	458,300		
	119	315,300	375,100	422,900	458,700		
	120	315,700	375,400	423,300	459,100		
	121	316,100	375,700	423,700	459,500		
	122	316,500	376,100	424,100	459,900		
	123	316,900	376,400	424,400	460,300		
	124	317,300	376,700	424,800	460,700		
	125	317,600	377,000	425,200	461,100		
	126	318,000	377,400	425,600	461,500		
	127	318,300	377,700	426,000	461,900		
	128	318,600	378,000	426,400	462,300		
	129	318,900	378,300	426,700	462,700		
	130	319,300	378,700	427,100	463,100		
	131	319,600	379,000	427,500	463,500		
	132	319,900	379,300	427,900	463,900		
	133	320,200	379,600	428,200	464,300		
	134	320,500	380,000	428,600			
	135	320,900	380,300	429,000			
	136	321,200	380,600	429,400			
	137	321,500	380,900	429,700			
	138	321,900	381,300	430,100			
	139	322,200	381,600	430,500			
	140	322,500	381,900	430,800			
	141	322,800	382,200	431,100			
	142	323,200	382,500	431,500			
	143	323,500	382,800	431,900			
	144	323,800	383,100	432,200			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	145	324,100	383,400	432,500			
	146	324,500	383,700	432,900			
	147	324,800	384,000	433,300			
	148	325,100	384,300	433,600			
	149	325,400	384,600	433,900			
	150	325,800	384,900				
	151	326,100	385,200				
	152	326,400	385,500				
	153	326,700	385,800				
	154	327,000	386,100				
	155	327,300	386,400				
	156	327,600	386,700				
	157	327,900	387,000				
	158	328,200	387,300				
	159	328,500	387,600				
	160	328,800	387,900				
	161	329,100	388,200				
	162	329,400	388,500				
	163	329,700	388,800				
	164	330,000	389,100				
	165	330,300	389,400				
	166	330,600	389,700				
	167	330,900	390,000				
	168	331,200	390,300				
	169	331,500	390,600				
	170		390,900				
	171		391,200				
	172		391,500				
	173		391,800				
	174		392,100				
	175		392,400				
	176		392,700				
	177		393,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

指 定 職 給 料 表

号 給	給 料 月 額
1	736,000 円
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000

備考 この表は、局長その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別記備考

改定後の給料表適用の日における職員の職務の級及び号給は、その適用の日の前日における職務の級及び号給と同一とする。

〔 参 考 〕

初任給の例

給料表	職種（試験・学歴）区分	現行給料月額	勧告給料月額	改定額
		円	円	円
行（一）	〔Ⅰ類B・大学卒程度〕	225,500	242,000	16,500
	事務・技術〔Ⅱ類・短大卒程度〕	199,700	213,800	14,100
	〔Ⅲ類・高校卒程度〕	188,000	200,300	12,300
公 安	警察官・消防吏員〔Ⅰ類・大学卒程度〕	251,800	268,300	16,500
医（一）	医 師〔大 学 6 卒〕	284,300	302,000	17,700
医（二）	栄 養 士〔Ⅰ類B・大学卒程度〕	226,900	243,400	16,500
医（三）	看 護 師〔短 大 3 卒〕	225,700	241,400	15,700
教 育	教 諭〔大 学 卒〕	241,700	259,300	17,600

別 記 第 2

第4条の給料表(特定任期付職員)

号 給	給 料 月 額
	円
1	397,700
2	448,200
3	501,600
4	571,900
5	649,300
6	738,800
7	811,000

別記備考

改定後の給料表適用の日における職員の号給は、その適用の日の前日における号給と同一とする。

別 記 第 3

第7条第1項の給料表(招へい型研究員)

号 給	給 料 月 額
	円
1	415,500
2	467,100
3	530,100
4	601,500
5	668,000
6	738,800

第7条第2項の給料表(若手育成型研究員)

号 給	給 料 月 額
	円
1	328,400
2	355,100
3	385,700

別記備考

改定後の給料表適用の日における職員の号給は、その適用の日の前日における号給と同一とする。

別 記 第 4

給 料 表	職 員
行政職給料表（一）	職務の級が4級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が7級又は6級の適用を受ける者
医療職給料表（一）	職務の級が2級の適用を受ける者
医療職給料表（二）	職務の級が4級の適用を受ける者
医療職給料表（三）	職務の級が4級の適用を受ける者
教育職給料表	職務の級が6級又は5級の適用を受ける者

別 記 第 5

給 料 表	職 員
行政職給料表（一）	職務の級が5級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が8級の適用を受ける者
医療職給料表（一）	職務の級が3級の適用を受ける者

別 記 第 6

行政職給料表(一)

職員 の区 分	職務の級	4 級	職員 の区 分	職務の級	4 級
	号 給	給料月額		号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	468,600
	1	408,800		38	469,300
	2	411,300		39	470,000
	3	413,600		40	470,600
	4	416,000		41	471,200
	5	418,400		42	471,900
	6	420,700		43	472,500
	7	423,000		44	473,100
	8	425,300		45	473,700
	9	427,700		46	474,300
	10	430,000		47	474,900
	11	432,200		48	475,500
	12	434,400		49	476,100
	13	436,700		50	476,700
	14	438,900		51	477,300
	15	441,000		52	477,800
	16	443,100		53	478,300
	17	445,000		54	478,900
	18	446,800		55	479,400
	19	448,700		56	479,900
	20	450,500		57	480,400
	21	452,200		58	480,900
	22	453,900		59	481,400
	23	455,500		60	481,900
	24	457,200		61	482,300
	25	458,900	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	
	26	460,300		円	
	27	461,300		330,200	
	28	462,100			
	29	462,900			
	30	463,700			
	31	464,400			
	32	465,100			
	33	465,800			
	34	466,500			
	35	467,200			
	36	467,900			

公安職給料表

職員の区分	職務の級	6 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	445,500
	2	447,100
	3	448,700
	4	450,200
	5	451,700
	6	453,100
	7	454,400
	8	455,700
	9	457,000
	10	458,100
	11	459,200
	12	460,200
	13	461,200
	14	462,300
	15	463,400
	16	464,400
	17	465,300
	18	466,000
	19	466,600
	20	467,200
	21	467,800
	22	468,400
	23	469,000
	24	469,600
	25	470,200
	26	470,800
	27	471,400
	28	472,000
	29	472,600
	30	473,200
	31	473,800
	32	474,300
	33	474,900
	34	475,400
	35	475,900
	36	476,400

職員の区分	職務の級	6 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	37	476,900
	38	477,400
	39	477,900
	40	478,400
	41	478,800
	42	479,300
	43	479,800
	44	480,300
	45	480,700
	46	481,200
	47	481,700
	48	482,100
	49	482,600
	50	483,100
	51	483,600
	52	484,000
	53	484,400
	54	484,900
	55	485,400
	56	485,800
	57	486,200
	58	486,700
	59	487,200
	60	487,600
	61	488,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額
		円
		338,700

職員の区分	職務の級	7 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	464,800
	2	466,600
	3	468,400
	4	470,200
	5	471,900
	6	473,300
	7	474,700
	8	476,000
	9	477,200
	10	478,300
	11	479,400
	12	480,400
	13	481,400
	14	482,100
	15	482,800
	16	483,500
	17	484,200
	18	484,900
	19	485,500
	20	486,100
	21	486,700
	22	487,300
	23	487,900
	24	488,600
	25	489,200
	26	489,800
	27	490,400
	28	490,900
	29	491,500
	30	492,000
	31	492,500
	32	493,000
	33	493,500
	34	494,000
	35	494,500
	36	495,000

職員の区分	職務の級	7 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	37	495,400
	38	495,900
	39	496,400
	40	496,900
	41	497,300
	42	497,800
	43	498,300
	44	498,700
	45	499,200
	46	499,700
	47	500,200
	48	500,600
	49	501,000
	50	501,500
	51	502,000
	52	502,400
	53	502,800
	54	503,300
	55	503,800
	56	504,200
	57	504,600
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額
		円
		356,500

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	2 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	472,500
	2	474,400
	3	476,300
	4	478,100
	5	479,900
	6	481,700
	7	483,500
	8	485,300
	9	487,100
	10	488,800
	11	490,500
	12	492,100
	13	493,700
	14	495,200
	15	496,600
	16	497,900
	17	499,200
	18	500,300
	19	501,300
	20	502,200
	21	503,100
	22	504,000
	23	504,900
	24	505,800
	25	506,600
	26	507,400
	27	508,200
	28	508,900
	29	509,600
	30	510,300
	31	510,900
	32	511,400
	33	511,900
	34	512,500
	35	513,100
	36	513,700

職員の区分	職務の級	2 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	37	514,200
	38	514,800
	39	515,400
	40	516,000
	41	516,500
	42	517,100
	43	517,700
	44	518,200
	45	518,800
	46	519,400
	47	520,000
	48	520,500
	49	521,000
	50	521,600
	51	522,100
	52	522,700
	53	523,200
	54	523,700
	55	524,200
	56	524,700
	57	525,200
	58	525,700
	59	526,200
	60	526,700
	61	527,200
	62	527,700
	63	528,200
	64	528,700
	65	529,200
	66	529,700
	67	530,200
	68	530,700
	69	531,200

職員の区分	職務の級	2 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額
		円
		366,600

職員 の区 分	職務の級	3 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	498,000
	2	500,800
	3	503,600
	4	506,300
	5	509,000
	6	511,700
	7	514,300
	8	516,800
	9	519,400
	10	522,000
	11	524,500
	12	526,900
	13	529,300
	14	531,800
	15	534,300
	16	536,800
	17	539,200
	18	541,700
	19	544,100
	20	546,500
	21	548,900
	22	551,300
	23	553,700
	24	556,000
	25	558,300
	26	560,300
	27	562,300
	28	564,300
	29	566,200
	30	568,000
	31	569,600
	32	571,100
	33	572,500
	34	573,900
	35	575,300
	36	576,700

職員 の区 分	職務の級	3 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	37	578,100
	38	579,400
	39	580,700
	40	582,000
	41	583,200
	42	584,300
	43	585,400
	44	586,500
	45	587,600
	46	588,700
	47	589,800
	48	590,900
	49	591,900
	50	592,900
	51	593,900
	52	594,900
	53	595,900
	54	596,900
	55	597,900
	56	598,800
	57	599,700
	58	600,700
	59	601,600
	60	602,500
	61	603,400
	62	604,300
	63	605,200
	64	606,100
	65	606,900
	66	607,800
	67	608,700
	68	609,600
	69	610,400
	70	611,300
	71	612,200
	72	613,000

職員 の区 分	職務の級	3 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	613,700
	74	614,500
	75	615,300
	76	616,100
	77	616,900
	78	617,600
	79	618,400
	80	619,200
	81	620,000
	82	620,700
	83	621,400
	84	622,200
	85	622,900
	86	623,600
	87	624,400
	88	625,100
	89	625,800
	90	626,400
	91	627,100
	92	627,800
	93	628,500
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	
	円 427,000	

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	4 級	職員の区分	職務の級	4 級
	号 給	給料月額		号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	408,800		37	468,600
	2	411,300		38	469,300
	3	413,600		39	470,000
	4	416,000		40	470,600
	5	418,400		41	471,200
	6	420,700		42	471,900
	7	423,000		43	472,500
	8	425,300		44	473,100
	9	427,700		45	473,700
	10	430,000		46	474,300
	11	432,200		47	474,900
	12	434,400		48	475,500
	13	436,700		49	476,100
	14	438,900		50	476,700
	15	441,000		51	477,300
	16	443,100		52	477,800
	17	445,000		53	478,300
	18	446,800		54	478,900
	19	448,700		55	479,400
	20	450,500		56	479,900
	21	452,200		57	480,400
	22	453,900	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	
	23	455,500		円	
	24	457,200		330,100	
	25	458,900			
	26	460,300			
	27	461,300			
	28	462,100			
	29	462,900			
	30	463,700			
	31	464,400			
	32	465,100			
	33	465,800			
	34	466,500			
	35	467,200			
	36	467,900			

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	4 級	職員の区分	職務の級	4 級
	号 給	給料月額		号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	408,800		37	468,600
	2	411,300		38	469,300
	3	413,600		39	470,000
	4	416,000		40	470,600
	5	418,400		41	471,200
	6	420,700		42	471,900
	7	423,000		43	472,500
	8	425,300		44	473,100
	9	427,700		45	473,700
	10	430,000		46	474,300
	11	432,200		47	474,900
	12	434,400		48	475,500
	13	436,700		49	476,100
	14	438,900		50	476,700
	15	441,000		51	477,300
	16	443,100		52	477,800
	17	445,000		53	478,300
	18	446,800	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額
	19	448,700			円
	20	450,500			330,200
	21	452,200			
	22	453,900			
	23	455,500			
	24	457,200			
	25	458,900			
	26	460,300			
	27	461,300			
	28	462,100			
	29	462,900			
	30	463,700			
	31	464,400			
	32	465,100			
	33	465,800			
	34	466,500			
	35	467,200			
	36	467,900			

教育職給料表

職員の区分	職務の級	5 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	442,100
	2	443,900
	3	445,600
	4	447,300
	5	449,000
	6	450,700
	7	452,400
	8	454,100
	9	455,700
	10	457,400
	11	459,100
	12	460,800
	13	462,400
	14	464,000
	15	465,600
	16	467,100
	17	468,600
	18	470,000
	19	471,400
	20	472,800
	21	474,200
	22	475,500
	23	476,800
	24	478,100
	25	479,400
	26	480,600
	27	481,700
	28	482,700
	29	483,700
	30	484,600
	31	485,500
	32	486,300
	33	487,100
	34	488,000
	35	488,800
	36	489,500

職員の区分	職務の級	5 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	37	490,200
	38	490,800
	39	491,400
	40	491,900
	41	492,400
	42	492,900
	43	493,400
	44	493,900
	45	494,400
	46	494,900
	47	495,400
	48	495,900
	49	496,400
	50	496,900
	51	497,400
	52	497,900
	53	498,400
	54	498,900
	55	499,400
	56	499,900
	57	500,400
	58	500,900
	59	501,400
	60	501,900
	61	502,400
	62	502,900
	63	503,400
	64	503,900
	65	504,400
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額
		円
		342,900

職員の区分	職務の級	6 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	1	455,000
	2	456,900
	3	458,800
	4	460,700
	5	462,500
	6	464,400
	7	466,300
	8	468,200
	9	470,000
	10	471,900
	11	473,800
	12	475,700
	13	477,500
	14	479,300
	15	481,100
	16	482,900
	17	484,700
	18	486,400
	19	488,100
	20	489,800
	21	491,500
	22	493,200
	23	494,900
	24	496,500
	25	498,100
	26	499,700
	27	501,400
	28	503,000
	29	504,600
	30	506,300
	31	507,900
	32	509,500
	33	511,000
	34	512,600
	35	514,200
	36	515,700

職員の区分	職務の級	6 級
	号 給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円
	37	517,100
	38	518,300
	39	519,400
	40	520,500
	41	521,600
	42	522,500
	43	523,400
	44	524,100
	45	524,800
	46	525,500
	47	526,200
	48	526,800
	49	527,400
	50	528,000
	51	528,600
	52	529,100
	53	529,600
	54	530,100
	55	530,600
	56	531,100
	57	531,600
	58	532,100
	59	532,600
	60	533,100
	61	533,600
	62	534,100
	63	534,600
	64	535,100
	65	535,600
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額
		円
		414,300

別 記 第 7

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	4 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24

旧号給	新 号 給
	4 級
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	6 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	1
51	1
52	1
53	1
54	1
55	1
56	1
57	1
58	2
59	3
60	4

旧号給	新 号 給
	6 級
61	5
62	6
63	7
64	8
65	9
66	10
67	11
68	12
69	13
70	14
71	15
72	16
73	17
74	18
75	19
76	20
77	21
78	22
79	23
80	24
81	25
82	26
83	27
84	28
85	29
86	30
87	31
88	32
89	33
90	34
91	35
92	36
93	37
94	38
95	39
96	40
97	41
98	42
99	43
100	44
101	45
102	46
103	47
104	48
105	49
106	50
107	51
108	52
109	53
110	54
111	55
112	56
113	57
114	58
115	59
116	60
117	61

旧号給	新 号 給
	7 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	2
51	3
52	4
53	5
54	6
55	7
56	8
57	9
58	10
59	11
60	12

旧号給	新 号 給
	7 級
61	13
62	14
63	15
64	16
65	17
66	18
67	19
68	20
69	21
70	22
71	23
72	24
73	25
74	26
75	27
76	28
77	29
78	30
79	31
80	32
81	33
82	34
83	35
84	36
85	37
86	38
87	39
88	40
89	41
90	42
91	43
92	44
93	45
94	46
95	47
96	48
97	49
98	50
99	51
100	52
101	53
102	54
103	55
104	56
105	57

医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	2 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24

旧号給	新 号 給
	2 級
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61
98	62
99	63
100	64
101	65
102	66
103	67
104	68
105	69

旧号給	新 号 給
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44

旧号給	新 号 給
	3 級
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66
83	67
84	68
85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85
102	86
103	87
104	88
105	89
106	90
107	91
108	92
109	93

医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	4 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24

旧号給	新 号 給
	4 級
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57

医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	4 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	2
43	3
44	4
45	5
46	6
47	7
48	8
49	9
50	10
51	11
52	12
53	13
54	14
55	15
56	16
57	17
58	18
59	19
60	20

旧号給	新 号 給
	4 級
61	21
62	22
63	23
64	24
65	25
66	26
67	27
68	28
69	29
70	30
71	31
72	32
73	33
74	34
75	35
76	36
77	37
78	38
79	39
80	40
81	41
82	42
83	43
84	44
85	45
86	46
87	47
88	48
89	49
90	50
91	51
92	52
93	53

教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24

旧号給	新 号 給
	5 級
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61
98	62
99	63
100	64
101	65

旧号給	新 号 給
	6 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40

旧号給	新 号 給
	6 級
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	50
71	51
72	52
73	53
74	54
75	55
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	62
83	63
84	64
85	65

別 表

給 料 表	職 員
行政職給料表（一）	職務の級が４級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が７級又は６級の適用を受ける者
医療職給料表（一）	職務の級が３級又は２級の適用を受ける者
医療職給料表（二）	職務の級が４級の適用を受ける者
医療職給料表（三）	職務の級が４級の適用を受ける者
教育職給料表	職務の級が６級又は５級の適用を受ける者

人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

都は「2050東京戦略」の下、すべての人が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような成長と成熟が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現するため、国内外に影響力のある政策や取組を展開している。こうした中、都の職員は、多岐にわたる分野で活躍し、都民の質の高い生活を支え、イノベティブで先進的な政策の実現に取り組んでいる。

社会経済の変化が加速度的に進み、不確実性が増す一方で、AIなど技術革新の爆発的進展等により、我が国を取り巻く環境は一層複雑かつ流動的になっている。このような状況の中、労働市場や雇用制度、働き方も大きな変革を迫られており、人的資本への投資が成長の鍵とされる現在、柔軟かつ戦略的な人材マネジメントが求められている。

従来の人事制度は転換期を迎えており、企業は人材を「人的資本」として捉え、経営戦略と人材戦略を連動させることにより、従業員の主体性を尊重したマネジメントを実現し、企業価値の向上につなげることが期待されている。さらに、職務内容の明確化や職務価値に基づく報酬体系の整備が進められ、いわゆるジョブ型の人事制度の導入が広がりを見せている。

また、就業者の意識にも変化が見られ、将来的な転職を視野に入れつつ、仕事を通じた個人の成長を重視する傾向が強まっている。社会全体においても、スキルの見える化やキャリアの自律的形成を支援する動きが活発化しており、従業員が主体的に能力開発を進められる体制の構築が求められている。

都は、こうした時代の変化・変革を的確に捉え、人事・給与や人材育成などに係る現行制度の成果を踏まえつつ、より良い制度へのアップデートに今こそ取り組んでいかなければならない。職員一人ひとりが職務を通じて自身のキャリアを具体的に描きながら、成長を実感できる魅力ある都庁を目指していくことが求められている。個人の多様な価値観が尊重され、ライフステージに応じて柔軟に働ける環境の充実は、組織の持続的な成長を支える土台である。

職員が都政の諸課題の解決に貢献しているというやりがいや達成感を実感

し、誇りを持って働ける都庁を実現することが、都政における政策の質の向上やイノベーションの創出につながることから、今後とも人材の力を最大限に引き出す不断の取組を推進していく。

1 多様で有為な人材の確保

(採用制度の見直しと成果)

人材の供給構造の変化や働き方の多様化が進展する中で、民間・公務を問わず、人材の確保は一層困難になっている。都においても、新規学卒者を対象とした採用試験の申込者数が減少傾向にある中、令和5年度以降、採用制度の見直しに集中的に取り組んできた。

具体的には、I類B採用試験（新方式）等において、従来の択一試験に代え、公務員試験に向けた特別な準備を必要としない適性検査を導入し、受験者が試験の日時や場所を自ら選択できるテストセンター方式を活用している。また、民間企業の採用活動状況等を踏まえ、春の試験実施時期を大幅に早期化するとともに、秋にも2回目の採用試験を追加実施した上で大学3年生相当年齢からの受験を可能としたほか、採用候補者名簿の有効期間を3年間に延長するなど、多様な人材が受験しやすい制度となるよう見直しを行った。さらに、令和6年度から民間企業等での多様な職務経験や専門性を有する人材が通年で申し込める経験者採用選考を開始した。

その結果、今年度の春に実施したI類B採用試験（新方式）では、受験者数が前年度比で3.7倍に増加したほか、秋試験では、今年度から募集を開始した事務職の申込者数が春試験より1,000名以上多い3,700名に達した。また、経験者採用選考においても、採用予定者数を大きく上回る申込みがあるなど、明るい兆しが見られる。

(検証を踏まえた不断の見直し)

こうした取組の成果が今後も持続できるよう、採用状況を経年で評価・分析するとともに、アンケート等を通じて把握した受験者の志向などを制度の見直しに反映させるなど、多様で有為な人材を安定的に確保できる採用制度へのアップデートを今後も継続的に進めていく。

また、職務経験を有する人材の採用をより効果的なものとするためには、都が求める人材を的確に確保できているか、採用された人材が円滑に公務職場に適応し、十分に能力を発揮できているかといった点について、継続的に検証していく。

加えて、人材の確保が深刻な課題となっている技術職については、民間の動向や令和８年度に国が具体像を示すとしている技術系に特化した新たな採用手法なども注視しつつ、効果的な対応策を検討していく。

さらに、採用候補者名簿の有効期間を３年間に延長したことを踏まえ、試験合格後も継続的かつ計画的に候補者への働きかけを強化することで、将来の採用へと確実に結び付ける取組が今後一層重要となる。

（採用後のサポート）

都に採用された後、職員一人ひとりが高い意欲を持ち能力を十分に発揮できるよう、その活躍を後押しする環境を整備することが、極めて重要である。

新規学卒者については、採用時における能力実証が法令等の知識を問う方法に限らず多様なものとなっている現状を踏まえ、職員に必要な基礎知識等を早期に身に付けるための研修の充実に加え、きめ細かなアドバイスやコミュニケーションなど職場内におけるサポートの強化が求められる。

職務経験を有する社会人など多様なバックグラウンドを持つ者については、新しい組織や仕事へのギャップを早期に解消することで、民間企業等で培った専門性や経験を十分に発揮し、自信を持って仕事ができるようにすることが不可欠である。そのため、人材がいち早く組織に定着し、能力を発揮できるよう、行政の仕組みや仕事の進め方、法令知識など、行政職員として必要な知識やスキルを習得できるよう充実に図る必要がある。さらに、職務経験を有する職員に長期的なキャリア展望を示すとともに、能力や専門性を適切に評価し、それを配置、任用等に反映させることにより、都庁以外で培われたキャリアも十分に尊重されるよう検討を進めることが重要である。

2 都職員としてのキャリアを描き、成長できる環境づくり

(昇任制度の見直し)

昇任制度は、各職級にふさわしい知識や能力を備えた人材を適切に選任することで、組織の安定的な執行体制を維持するとともに、職員が自身のキャリアを主体的に考え、成長につなげる上で重要な意義を有している。

今後、生成AIをはじめとする先端技術の活用や都庁全体におけるDXの進展に伴い、定型的な業務の自動化・省力化が進み、より効率的で生産性の高い業務執行が実現していくことで、職員が企画立案や調整等の政策的な業務に更に注力できるようになることが想定される。こうした展望を見据え、職員が主体的かつ機動的に施策を立案・実行できる力を育成するとともに、意欲と能力ある人材を主任や課長代理として積極的に登用し、複雑化・困難化する都政課題に迅速・的確に対応できる強固な組織の基盤を作っていかなければならない。

主任級職は、職場の中核として組織を支える重要な役割を担うとともに、将来の監督職としての活躍が期待される。令和6年度には、都職員として必要な基礎的法令等の知識を早期に習得することを目的として基礎力確認テストを導入するとともに、主任級職選考の論文試験を課題分析や施策立案能力を検証できるものに見直した。今後は、当該テストの導入によって職員が必要な知識を習得できているか、主任級職選考への受験意欲の向上につながっているかなど、その効果を継続的に検証・評価していく。

また、主任昇任後は、職務遂行能力の向上や組織のマネジメント力を着実に身に付けられるよう育成を図るだけでなく、職員自身が監督職へのステップアップを前向きに捉え、意欲的に取り組めるようキャリア形成支援を充実させていくことも有効である。

管理職は、組織のリーダーとして、政策の企画・立案や高度な調整を担うとともに、職員をまとめ、施策を実行する重要な役割を担っており、大きなやりがいと成長を感じられる職務である。しかしながら、その魅力が必ずしも職員に伝わっておらず、管理職選考の受験者数は、今年度は昨年度を上回ったものの、長期的には減少傾向にある。社会情勢が大きく変化する中で、課題に迅速かつ的確に対応し、都民サービスを向上させていくためには、多くの職員に積極的に管理職選考にチャレンジするよう促し、

能力と意欲のある人材を幅広く登用することが重要である。

都政を取り巻く情勢の変化に伴う管理職の職務・職責の高まりを踏まえ、本年、管理職の給与について重点的に引き上げるよう勧告し、処遇の改善を進めている。加えて、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、管理職も自身の生活と仕事の両立ができるようにすることが重要であり、テレワークやコミュニケーションツールの活用等による柔軟な働き方や、それを支える組織のマインドを高めていくことが求められる。

こうした取組の一方、能力や経験の不足に対する不安や業務負担への懸念により、管理職への昇任を躊躇する職員も少なくないことから、選考合格後に管理職として必要な知識やスキルを習得できる研修やサポート体制の充実を図ることが望まれる。また、キャリア形成に資する様々な職員との意見交換等を通じて、管理職になることへの不安の軽減を図り、職員が昇任を自身のキャリアの選択肢として自然に捉えられるようにしていくことが重要である。

管理職制度については、昨年度、行政専門職選考において年齢要件等の緩和を行い、専門課長への早期登用が可能となるよう改正を実施したところであり、今後も職員が専門性を高めながらキャリアアップできるよう制度を継続的に見直していく。

また、管理職選考や行政専門職選考の実施状況及びその後の任用状況などを検証し、管理職に必要な能力を身に付けるための研修の充実を図るとともに、受験者により負担の少ない試験内容で、質の高い人材を確保できる選考の更なる検討など、不断の改善に取り組むことが求められる。加えて、所属長との意見交換等を通じて、本人の希望も汲み取りつつ、仕事に対するモチベーションを維持し、専門性や業務経験を十分に発揮できるよう配置管理等にも配慮していくことが望まれる。

(キャリアを描き、成長できる環境の整備)

「選ばれる都庁」の実現に向け、都の職場としての魅力を高め、有為な人材の確保・活躍につながる好循環を生み出すためには、職員一人ひとりのキャリア形成を組織として支援していくことが重要である。近年、若手職員を中心に職務を通じたキャリア形成や成長への関心が高まっているこ

とから、担当業務を通じた職場内での成長機会の提供や、自律的かつ主体的に幅広く学ぶことができる環境づくりを進めていく必要がある。

職員のキャリア形成においては、管理職の果たす役割が重要であり、職員の能力や適性、性格を十分に見極めた上で、その成長や希望するキャリアを踏まえた人材育成に各職場で取り組んでいくことが求められる。また、学びの機会や選択肢が整備されつつある中で、組織として職員の成長につながるキャリアパスを示し、管理職が的確にアドバイスすることにより、学びを後押ししていくことも有効である。

都は、OJTやOff-JTに加え、自己啓発を含めた多様な機会を通じて、総合的な能力の高い都職員の育成を目指している。部局や分野の壁を超えて業務改革をデジタルの力で推進する「政策DX」を支えるためには、デジタルに関するスキルやリテラシーの向上が欠かせないことから、生成AIをはじめとする最新技術やデジタルツールを効果的に活用できるよう、実践的な研修やコンテンツの充実を図り、職員が時間や場所にとらわれず受講できる環境の整備を進めている。今後はさらに、真にAIを駆使するという観点から、AIが生成した情報を適切に評価する力や、社会の変化を的確に捉える力などを磨くことで、高度な政策的判断や対人折衝など、職員でなければ対応できない業務に必要な能力を涵養していくことが重要である。また、都は、職員がグローバルな視点を持って業務を遂行できるよう、実践的な英語能力を習得するための体験型研修等や、海外先進都市等への派遣を通じて、世界基準の学びの機会を提供するなど、国際感覚を磨くための育成に力を入れている。こうした取組に加え、今後は変化に富む行政課題に的確に対応するため、国や民間企業等との人材交流を更に活発化させ、職員が都庁と異なる環境で学び・挑戦・成長できる環境の整備をより一層進めていくことも重要である。

国は、職員の自己実現や社会課題の解決につながる兼業を可能とする新たな制度の検討を進めている。職員の知識や技能を生かした兼業制度の充実、自律的なキャリア形成やモチベーションの向上に寄与し、業務にも好影響を与え得るとともに、人材確保の観点からも有益である。都においても、職務の能率や公平性、品位に十分配慮しつつ、都の実情を踏まえた制度の見直しを検討していく必要がある。

幅広い学びが仕事に生かされることで、職員の成長の実感につながり、またそれが次の学びの意欲につながるという好循環を生み出し、一人ひとりが将来のキャリア展望を持ちながら、働き続けられる環境づくりを更に充実させていくことを期待する。

3 女性の活躍推進

都は、「東京都男女平等参画基本条例」の基本理念の下、一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会の実現に取り組んでいる。中でも、仕事を通じた自己実現は重要であることから、都は今般、雇用・就業分野において女性が個性や能力を発揮して活躍できる環境整備を社会全体で推進するため、女性活躍に関する新たな条例の策定に向け、基本的な考え方を取りまとめた。都が率先して行動し、社会のマインドチェンジにつなげていくことは大きな意義がある。

社会のマインドチェンジは道半ばにあり、本年6月に公表された「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2025」によると、我が国のGGI（ジェンダーギャップ指数）の順位は、昨年に引き続き148か国中118位と低位にとどまっており、特に管理職の男女比などが含まれる経済分野のスコアは、全体平均を下回っている。

都においても、本年4月時点における都の行政職種の管理職に占める女性の割合は、18.4%であり、国や他自治体と比較して高い水準にあるものの、「2050東京戦略」において目標としている30%の達成に向け、引き続き取組を進めていく必要がある。

女性管理職の登用促進に向けては、長時間労働を是正し、育児と仕事を両立しやすい柔軟な働き方を促進すること、能力のある女性職員が安心してキャリアアップに挑戦できるよう、組織として一人ひとりをサポートすること、これらの両面から取組を進めていくことが重要である。

出産した女性の職場復帰やキャリアの継続・活躍を支えるためには、男性職員が各家庭の状況に応じて育業等を十分に取得し、当たり前家事・育児等に取り組むことや、それを可能にする職場風土の醸成が求められる。

昇任に対する不安を軽減するためには、キャリア・メンター制度等の活

用により、身近なロールモデルとの関わりを通じて自分らしい管理職像を描けるよう支援するとともに、令和8年度から導入される管理職候補者がライフプランに応じて昇任時期を選択できる猶予制度の活用も促進するなど、組織として継続的に支援していく必要がある。

行政系職員の男女比率を見ると、主事・主任級では男女の割合がほぼ同程度であるが、課長代理級以上になると女性職員の数及び構成比が低下している。この背景には、キャリアの各段階が、結婚・出産・育児、介護などのライフイベントと重なり、昇任への負担が課題となっていることが要因と考えられることから、管理監督職においても柔軟な働き方を実践できる都庁を目指していかなければならない。女性の課長代理昇任を促進した上で、管理職への登用を戦略的に推進するとともに、昨年度から年齢要件等を緩和し早期登用を可能とした専門課長への任用なども進める必要がある。そのためには、意欲や能力のある女性職員が、早い段階からスキルを磨き、職務への自信を深め、キャリアアップできるよう、幅広く有益な経験を培える仕事にチャレンジが可能となる人事マネジメントの充実が不可欠である。

女性の更なる活躍促進のためには、管理監督職への昇任を自身の成長の延長線上にあるものとして自然に捉え、安心して挑戦できるよう、女性職員のキャリアアップを全庁的に後押しすることが求められる。

4 やりがいを実感し、誰もが活躍できる職場づくり

(オープン＆フラットな職場風土の醸成)

都政を取り巻く課題が複雑化・困難化する中、立場や職層を超えて職員が自由に意見を交わし、互いに尊重し合いながら協働できる職場づくりは、政策の質の向上や組織の活性化に不可欠である。心理的安全性の高い環境は、働きやすさややりがいを生み、職員が成長を実感できる都庁の実現に寄与するとともに、誇りを持っていきいきと仕事に取り組む姿は、都庁の魅力を高めることにもつながる。

このため都は、オープン＆フラットな職場に対する職員の理解促進を目的とした研修や、チャット機能を活用したコミュニケーションの促進、職層や所属を超えた議論の場の創出など、オープン＆フラットな組織づくり

に向けた取組を進めている。今後は、これらの取組を更に発展させ、組織文化として定着させることが重要であり、各職場の実情に即して工夫を凝らしながら実践していくことが求められる。

（多様な個性や価値観の尊重）

障害、性別、性自認及び性的指向、育児・介護など、職員一人ひとりが抱える多様な個性や事情が十分に配慮され、「D E I」（D＝ダイバーシティ＜多様性＞、E＝エクイティ＜公平性＞、I＝インクルージョン＜包摂性＞）が尊重された都庁を実現していくことが重要である。

D E I を推進するに当たっては、アンコンシャス・バイアスに対する正しい理解を深めるだけでなく、自らその存在に気づき、行動の変容につなげていけるよう、研修の充実を図る必要がある。加えて、心理的安全性の確保とその理解の深化を図り、多様な個性や価値観、事情が尊重・配慮される環境を整備することで、誰もが活躍できる魅力的な職場づくりを進めていくことが求められる。

性自認及び性的指向にかかわらず、誰もが活躍できる勤務環境を整備するため、都は、令和５年３月に策定した「第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」に基づき、社会の受容性を高める取組を推進している。都庁においても、職場の理解を促進し、職員が安心して働ける職場環境づくりを着実に進めていくことは、D E I を推進する重要な取組の一つとなる。

（障害者雇用の推進）

障害を有する人が、自らの適性に応じて能力を最大限に発揮し、活躍できる社会を実現することは重要な課題である。令和６年４月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられる中、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンの観点から、公務部門は率先して障害者雇用の取組を推進していかなければならない。

本委員会では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象としたⅢ類採用選考において、受験資格の上限年齢の引上げのほか、受験に支障が生じないように、エレベーターやスロープ等の設備が整った試験会場の確保

や点字による試験の実施、試験問題や解答用紙の文字の拡大、手話通訳の配置など、ハード・ソフトの両面から配慮を行っている。任命権者においては、知的障害者（教育委員会では身体・知的・精神障害者）を非常勤職員として採用した上で、希望する職員が常勤職員へ転換することを可能とするなど、障害者雇用の拡充に向けた取組を行っている。

障害を有する職員の継続的な活躍のためには、個々の障害特性に応じた配慮と周囲の職員による障害への理解が不可欠である。昨年度改定した「障害者活躍推進計画」に基づき、こうした取組を着実に推進し、障害を有する職員にとっても働きやすい職場づくりに努めていくことが重要である。また、障害特性に応じた施設整備などのハード面に加え、相談体制や人材育成などのソフト面の環境整備、さらには職場全体の障害に対する理解促進に向けた取組を進めることで、障害を有する職員がその能力を十分に発揮できる環境の整備を図っていく必要がある。

（高齢層職員の活躍）

労働力の確保がますます重要となる中、複雑化・困難化する都政課題に的確に対応していくためには、豊富な知識と経験を有する高齢層職員の活躍が不可欠である。

令和5年度からは、定年を2年ごとに1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げるとともに、役職定年制や短時間勤務が可能な制度などを導入した。定年引上げに伴う制度や取組について職員が十分に理解し、個々の事情に応じた定年前後の働き方を選択できるよう、勤務条件や処遇等に関する丁寧な情報提供を行うとともに、定年後の働き方に関する意思確認など、きめ細かな対応を引き続き実施することが求められる。

加えて、高齢層職員が能力を発揮し、継続的に活躍していくためには、環境の変化に柔軟に対応できるよう、新たな立場における役割や職場でのコミュニケーションについて、研修で理解を深めるとともに、DXに関する知識・スキルの習得など、リスキリングの支援も有効な取組である。

今後とも、職員がモチベーションを維持し、それぞれの事情に応じた多様な働き方が可能となるよう配慮することが望まれるほか、定年引上げの完成を見据え、高齢期における任用・配置の在り方について国の動向を注

視しながら、検証を進めていく必要がある。

5 「選ばれる都庁」を目指した魅力の向上・発信

厳しい人材獲得競争が続く中、都が有為な人材を確保し、定着・活躍につなげていくためには、公務志望者だけでなく、民間への就職も視野に入れている幅広い人材からも積極的に「選ばれる」魅力的な組織であることが求められる。

そのためには、都職員として働くことのやりがいや成長機会、働きやすい環境など、都職員の仕事の意義や魅力を、より分かりやすく見える化し発信していくことが重要である。都庁は、安定性や社会貢献度の高さ、大きな規模の仕事に携われるという強みが評価される一方、昨今の受験者は、組織の雰囲気が良いことを就職先選びの決め手とする傾向も見られることから、ターゲット層に響く情報発信を通じて、都庁を就職先に選んでもらえるような効果的な広報を行っていく。

発信にあたっては、任命権者と連携し、職員がセミナーやショート動画を通じて、職場の雰囲気をリアルに伝える取組の充実を図るとともに、学校説明会の実施やホームページ、広告媒体、SNSなどを活用し、都庁の魅力を広くかつ深く浸透させる工夫を行っていく。特に採用が厳しい技術職については、東京都技術会議等と連携し、大学低学年の段階から都の仕事に関心を持ってもらえるよう、学校訪問や現場視察を含むイベント開催等によるアプローチなど、取組を強化していく。

都庁の業務内容への理解が事前に深まることで、採用前後の認識のギャップが埋まり、早期離職の防止にもつながる。また、職員自身が都庁の魅力を実感し、やりがいや働きやすさなどを新規採用者に積極的に伝えていくことが、組織全体の活性化のためにも有効である。

多様で有為な人材の確保は、都庁の持続的な発展を支える重要な要素であることから、引き続き「選ばれる都庁」を目指し、戦略的な取組を継続することが期待される。

6 働き方改革と勤務環境の整備

(柔軟で多様な働き方の推進)

多様な人材の活躍を後押しするためには、職員が働く時間帯や場所を柔軟に選択できる勤務環境を整備し、生活と仕事の両立を図ることができる働き方を更に浸透させていかなければならない。

都はこれまで、「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」の下、職員一人ひとりにとって最適なワークスタイルの実現に取り組み、様々な制度等を整備してきた。

勤務時間については、時差勤務等に加え、今年度からフレックスタイム制を活用し、勤務時間の割り振り変更により、毎週週休3日で勤務することが可能となる制度がスタートしている。

テレワークについては、昨年の勧告を踏まえ、今年度から在宅勤務等手当が新設され、自宅でのテレワーク支援が充実した。「テレワークに関する職員満足度調査」では、昨年度の満足度は79%に達し、テレワーク利用によるライフ・ワーク・バランスの満足度も向上している。一部の民間企業では従業員に出勤を促す動きも見られるが、人材不足が一層厳しくなる中、労働者にとって働きやすい柔軟な勤務体制を整備していくことは、十分な労働力を社会全体で確保していく上で、欠かせないことである。都においては、今後とも、コミュニケーションの確保や業務の効率化に留意しつつ、国の取組状況等も踏まえ、更に利用しやすく、より適切な制度となるよう必要な改善を行っていくことが求められる。

勤務場所については、業務に合わせてフレキシブルに利用できる民間シェアオフィスに加え、昨年からは保育園の休園時などに利用できる「子連れ出勤ワークスペース」も設けられ、活用されている。

都は、こうした様々な選択肢を組み合わせることで、より柔軟な働き方を可能とする「都庁版ABW(Activity Based Working)」の浸透を目指しており、今後とも積極的に制度等の周知を図るとともに、希望する職員が利用しやすい職場環境の醸成に取り組んでいくことが求められる。

(育児・介護を行う職員への支援)

育児期は、キャリア形成の重要な時期と重なることが多く、職員誰もが

育児と仕事を両立しながら活躍できる職場の整備が重要になっている。

都は本年、育児中の職員への支援制度として、小学三年生までの子どもを育てる職員が取得できる子育て部分休暇制度を導入するとともに、子どもの看護休暇の取得事由を拡大し、また、個々の事情に応じて部分休業の取得時間帯を柔軟に定めることができる制度等を整備した。加えて、所属長に対しては、対象の職員に子育てに係る休暇制度の周知や制度を利用する意向等の確認を行い、これに配慮することが義務付けられるなど、制度の拡充が図られており、組織としての更なる推進を期待する。

都における男性職員の育業取得率について、1週間以上取得している者は令和5年度には前年度比28.5ポイント上昇、83.9%に達している。また、3か月を超えて取得している男性職員は35.9%となるなど、これまでの取組の成果が現れている。しかしながら、女性職員に比べ、男性職員は依然として、短期間の取得が中心となっている現状があることから、男性も子どもの出生直後から主体的かつ長期的に育児に携わることができるよう職場として後押ししていくことが望まれる。このため、まずは育児に取り組む男性職員に対して、プレパパ応援講座やパパ職員ガイドブック等の活用を促進し、育児の意義や役割の理解を図ることが求められる。また、管理監督職が育児に対する理解を深めるとともに、男性職員の長期間の育業取得を支援する職場の雰囲気醸成していくことも重要である。スタート段階から共に育児を行うことで、男女間の育児関連時間の差が小さくなり、その後の仕事との両立に資するだけでなく、育児の満足度も高まることが知られており、更なる取組が求められる。

少子高齢化の進展に伴い、要介護者の増加や介護の担い手の確保は日本社会全体の課題となっており、都庁においても、介護事情を抱える職員が増加している。

こうしたことを踏まえ、本年、40歳に達する職員に対して仕事と介護との両立支援制度を周知すること、また介護事情を抱える職員に対しては、制度の周知と合わせて意向の確認を行うことが、所属長に義務付けられた。介護時間については、育児に係る部分休業等と同じく、個々の事情に応じてより柔軟に取得できるよう制度も拡充されている。

介護に伴う制度の利用はまだ過渡期にあり、職員の制度利用の実態や、

介護を行う職員のニーズ等を適切に把握しながら、両立支援策の改善に引き続き取り組んでいくことが求められる。また、介護は先行きが見通しづらく、期間が長期化する場合もあることから、職員が仕事との両立に不安を抱いたり、負担から健康を損ねたりすることのないよう、きめ細やかなケアの在り方などについても検討すべきである。

さらに、育児と介護とのダブルケアを行っている人数は、「令和6年度版男女共同参画白書」によると、令和4年時点において全国で約20.1万人にのぼるとされ、社会的な課題として顕在化している。ダブルケアに直面する職員のフォローアップについて、今後、都においても検討が必要である。

両立支援の取組を推進するに当たっては、職場の円滑な業務執行の確保に目を配ることも不可欠である。具体的には、育児や介護などの休業期間中に臨時的任用職員や会計年度任用職員等を活用するとともに、業務を代行する職員を支援する仕組みについても検討されたい。

(ハラスメント防止対策)

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける人権に関わる重大な問題である。さらには、職員の心身の健康を損ね、メンタルの不調による休職や退職など、貴重な人材の損失をもたらし、行政サービスの低下にもつながりかねない。都政を担うあらゆる職種・職場において、職員が誇りを持って職務に励めるよう、組織を挙げてハラスメント防止対策を着実に実施していかなければならない。

都は、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児等に関するハラスメントの防止に向けて、相談窓口での対応に加え、ハラスメントに係る法令や定義等の基礎知識や、具体的な事例等についての研修を全職員対象に実施し、ハラスメントへの理解促進を図っている。引き続き、各種ハラスメントの防止に向けて、不断の取組を実施していく必要がある。

また、昨年「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が制定され、都においても、職員への研修のほか、組織として対応するために相談・報告等ができる体制を整備するなど、カスタマー・ハラスメント防止に向け

た取組が進められている。職員がハラスメントを受けた場合は、職員を守るため組織として毅然と対応するとともに、カスタマー・ハラスメント対応マニュアルを踏まえた取組を行うなど、各職場の実態に応じて適切に対応していくことを望む。

（長時間労働の是正）

長時間労働を是正することは、職員の心身の健康保持、職務に対する意欲や生産性の維持はもとより、「手取り時間」の増加にもつながることから、職員のライフ・ワーク・バランスを実現するための重要な課題である。

都はこれまでも、「超過勤務の縮減に関する基本方針」に基づき、20時完全消灯日の設定や勤務間インターバルの確保等に取り組むとともに、超過勤務を前提とした業務指示の原則禁止等の取組を推進している。今後、人的資源に限られる中、更なる超過勤務の縮減に向けて、任命権者の強いリーダーシップの下、従来の取組に加え、より実効性の高い取組を進めていかなければならない。

具体的には、各職場においてBPR（業務プロセスの見直し）に積極的に取り組むとともに、AI等の先端技術を活用し、業務効率化を進めていくことが重要である。東京都AI戦略においては、職員の内部業務についてAIを徹底的に活用する方針が示されており、資料や議事録の作成、データの分析、企画案の提示などから始め、より生産性の高い効果的なAI活用を推進し、職員負担の軽減につなげることを期待する。

職員の超過勤務の実態を見ると、月に100時間、年に720時間を超える超過勤務を行っている職員も一定数おり、こうした過重な勤務は、脳や心臓への疾患発症との関連性が高く、是正は喫緊の課題であることから、長時間勤務を最小限にするよう改めて徹底しなければならない。人事委員会が行う労働基準監督においては、勤務状況調査及び職場の訪問調査により超過勤務の状況を確認し、任命権者に注意喚起している。超過勤務の上限を超えた勤務実績については、任命権者において各局等にフィードバックされていることから、各職場で実効性の高い取組を積極的に進め、長時間労働の是正に取り組むことを求める。

都議会定例会等への対応については、これまでも改善がなされてきたと

ころではあるが、都議会の理解と協力の下、更なる見直しを進めていくことを望む。

教員については、本年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、別紙第1のとおり教職調整額の見直し等が行われるとともに、教員の時間外在校等時間を令和11年までに月平均30時間程度まで削減することが政府目標として附則に明記され、学校の働き方改革が一層進められることになった。東京都教育委員会においては、今まで以上に実効性の高い対策を講じて、計画的に教員の長時間労働の改善を進めていくことを期待する。

（職員の健康保持）

職員一人ひとりが心身の健康を保持することは、やりがいを持っていきいきと働くための基本であるとともに、職場を活力あるものにすることにもつながる。一方で、都の職場においては、令和5年度に心身の故障により休職となった職員は4,325人（休職処分となった延べ人数）であった。そのうち、心の不調による休職者が多くを占めることから、職員の心の健康保持に向けた取組が極めて重要となっている。

引き続きメンタルヘルスケアの基本である、一次予防（未然防止）・二次予防（早期発見等）・三次予防（復帰支援）の取組を着実に実施できる体制を整備していくことが求められる。長時間労働は、心身の健康に大きな影響を及ぼすことから、超過勤務時間が一定時間を超えた職員に対しては、産業医の面接指導を受けさせることを徹底し、面接指導結果に応じた適切な事後措置を講じていくことなどの対応が不可欠である。

また、未然防止においては、職員自身の気づきも重要であり、ストレスチェックなどを活用して、セルフケアが適切に実施できるように支援することが必要である。加えて、不安や懸念を周囲や専門家に安心して相談でき、サポートを受けられる職場環境づくりも求められる。さらに、令和5年度の地方公務員を対象にした健康状況に関する調査によれば、精神疾患等の長期病休者の割合は、20歳台が他の年代よりも高い結果となっており、若年層のメンタルヘルスケアへの対応も今後重要となると考えられる。

7 公務員としての規律の徹底・職員に期待する行動

都の職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令はもとより、組織の方針、ルールを遵守し、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。さらに、都民の安全・安心な生活を支える大きな責任を担っており、より高い規範意識が求められる。

多くの職員が、都民の負託に応えるべく日々の職務に邁進している一方、依然として一部の職員による非違行為等の公務員としての自覚を欠く行為が発生している。

任命権者においては、都民の負託を裏切り、都政全体への信頼を大きく損なう非違行為等に対して厳正に対処するとともに、コンプライアンスの取組を一層強化し、非違行為につながる根を断つ日常の取組を続けることを強く求める。

公務員の非違行為に対する社会の目は厳しく、近年はSNS等を通じて情報が急速に拡散され、信用の失墜やイメージダウンの影響は非常に大きいものとなる。職員のコンプライアンス意識の向上はもとより、組織におけるガバナンスの実効性を一層高めていくことも重要である。

本委員会は、全ての職員が都民の信頼に応え、高い倫理観と高潔な使命感の下、誠実かつ公正に職務に精励し、都民生活の質の向上に貢献していくことを強く望む。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

第 1 表	給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	99
第 2 表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	99
第 3 表	給料表別平均給与月額	100
第 4 表	民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	100
第 5 表	職員の扶養手当支給状況	101
第 6 表	職員の住居手当支給状況	101
第 7 表	職員の給料の特別調整額（管理職手当）支給状況	101
第 8 表	再任用職員の勤務区分別、給料表別、級別人員	102
第 9 表	任期付職員の給料表別人員	103

2 民間給与関係資料

第 10 表	産業別、企業規模別調査完了事業所数	105
第 11 表	民間における定期昇給の実施状況	105
第 12 表	民間における通勤手当の支給状況	106
第 13 表	民間における住宅手当の支給状況	106
第 14 表	民間における冬季賞与の配分状況	106
第 15 表	民間における特別給（賞与）の支給状況	107
第 16 表	職種別、学歴別、企業規模別初任給月額	107
第 17 表	企業規模別、職種別平均給与額等	108

3 給与水準関係資料

第 18 表	東京都と全国の給与水準比較	112
--------	---------------	-----

4 生計費関係資料

第 19 表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和 7 年 4 月）	113
--------	----------------------------	-----

5 労働経済関係資料

第 20 表	労働経済指標	114
--------	--------	-----

給与勧告の手順	116
---------	-----

1 職員給与関係資料

第 1 表 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区 分 給 料 表	適用人員及び構成比		平均年齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全 給 料 表	146,082	100.0	39.3	16.8
行 政 職 給 料 表 (一)	23,705	16.2	40.6	17.9
行 政 職 給 料 表 (二)	1,007	0.7	47.4	24.1
公 安 職 給 料 表	59,305	40.6	39.2	17.6
医 療 職 給 料 表 (一)	144	0.1	45.7	18.2
医 療 職 給 料 表 (二)	1,146	0.8	38.2	15.9
医 療 職 給 料 表 (三)	743	0.5	45.4	19.6
教 育 職 給 料 表	59,964	41.0	38.7	15.4
指 定 職 給 料 表	68	0.0	57.0	32.9

(注) 1 再任用職員、任期付職員は含まれていない（以下、第 7 表までについて同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100% にはならない場合がある。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第 10 項及び学校職員の給与に関する条例付則第 9 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下、第 7 表までの集計において同じ。）。

第 2 表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 80.2	% 3.9	% 15.8	% 0.0	% 66.2	% 33.8
行 政 職 給 料 表 (一)	100.0	79.1	5.5	15.4	0.0	57.1	42.9
行 政 職 給 料 表 (二)	100.0	20.9	7.3	67.5	4.3	85.9	14.1
公 安 職 給 料 表	100.0	64.7	4.1	31.2	0.0	90.1	9.9
医 療 職 給 料 表 (一)	100.0	100.0	-	-	-	46.5	53.5
医 療 職 給 料 表 (二)	100.0	86.3	13.7	0.0	-	14.0	86.0
医 療 職 給 料 表 (三)	100.0	41.0	58.5	0.4	-	8.3	91.7
教 育 職 給 料 表	100.0	97.3	2.2	0.4	-	47.6	52.4
指 定 職 給 料 表	100.0	94.1	0.0	5.9	0.0	83.8	16.2

(注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100% にはならない場合がある。

第 3 表 給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	給 料	給料の 特別調整額 (管理職手当)	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
全 給 料 表	345,408	4,992	8,872	71,499	1,801	991	433,563
行政職給料表(一)	328,539	8,232	5,476	67,713	1,847	1,601	413,408
行政職給料表(二)	300,790	-	8,601	59,901	506	2,092	371,890
公 安 職 給 料 表	338,861	3,157	12,717	70,850	1,251	324	427,160
医療職給料表(一)	453,872	65,691	3,837	104,680	938	212,313	841,331
医療職給料表(二)	303,289	1,076	2,519	60,758	1,832	1,523	370,997
医療職給料表(三)	327,605	2,042	4,490	66,408	828	1,345	402,718
教 育 職 給 料 表	359,518	5,582	6,616	73,913	2,365	869	448,863
指 定 職 給 料 表	830,309	-	-	166,062	-	441	996,812

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額が含まれる。
2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等である。

第 4 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区 分 給与種目	令和 7 年 4 月	令和 6 年 4 月
	円	円
給 料	332,352	324,823
給料の特別調整額 (管理職手当)	8,529	8,617
扶 養 手 当	5,673	4,986
地 域 手 当	68,573	66,924
住 居 手 当	1,846	1,857
そ の 他	1,604	1,623
合 計	418,577	408,830

適 用 人 員	22,879 人	22,656 人
平 均 年 齢	41.3 歳	41.5 歳

(注) 1 行政職給料表（一）適用職員。ただし、新規学卒採用職員を除く。
2 給料には、給料の調整額及び切替えに伴う差額が含まれる。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等である。

第 5 表 職員の扶養手当支給状況

その 1 区別支給人員

支 給 さ れ て い る 職 員	支 給 さ れ な い 職 員	区 別 該 当 職 員 数	A 扶 養 親 族 た る 配 偶 者 (3,000円支給) を 有 す る 者	B 扶 養 親 族 た る 子 (11,500円支給) を 有 す る 者	C 父 母 等 そ の 他 の 扶 養 親 族 (6,000円支給・ 3,000円支給) を 有 す る 者
人 59,126	人 86,956		人 24,023	人 53,814	人 1,203

(注) 1 C「父母等その他の扶養親族」の手当額3,000円は、行政職給料表(一)4級等の職員に支給する場合
2 AからCまでは重複する場合があるので、各欄を合計しても「支給されている職員」数とは一致しない。

その 2 平均扶養親族数及び平均額

支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 扶 養 親 族 数	2.1 人
支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	21,921 円

第 6 表 職員の住居手当支給状況

区 分		人 員
支 給 さ れ て い る 職 員	(1) 世帯主等で年度末年齢35歳未満、借家・借間に居住し、 月額15,000円以上の家賃を負担している職員	17,541 人
	(2) 単身赴任手当受給者で留守家族にのみ支給されている 職員	1 人
	(3) (1)、(2)ともに支給されている職員	0 人
支 給 さ れ て い な い 職 員		128,540 人

支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	15,000 円
-----------------------------------	----------

第 7 表 職員の給料の特別調整額(管理職手当)支給状況

区 分	1 総務部長等	2 本庁部長	3 担当部長	4 医療系部長	5 出先部長	6 統括課長	7 本庁課長	8 担当課長	9 出先課長	10 専門課長	11 担当部長 (別に定める者)	12 担当課長 (別に定める者)	計
支 給 さ れ て い る 職 員	人 70	人 173	人 353	人 24	人 294	人 545	人 2,583	人 700	人 539	人 2,407	人 0	人 0	人 7,688

支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	94,859 円
-----------------------------------	----------

第 8 表 再任用職員の勤務区分別、給料表別、級別人員

その 1 暫定再任用職員

給 料 表 \ 級	計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行 政 職 給 料 表 (一)	人 755	人 79	人 200	人 306	人 106	人 64	人 -	人 -	人 -
行 政 職 給 料 表 (二)	133	25	85	23	0	-	-	-	-
公 安 職 給 料 表	439	4	19	131	265	20	0	0	0
医 療 職 給 料 表 (二)	33	0	10	17	6	-	-	-	-
医 療 職 給 料 表 (三)	61	10	28	20	3	-	-	-	-
教 育 職 給 料 表	2,571	2	359	1,429	161	120	500	-	-
計	3,992								

その 2 暫定再任用短時間勤務職員

給 料 表 \ 級	計	1 級	2 級	3 級
行 政 職 給 料 表 (一)	人 82	人 11	人 71	人 -
行 政 職 給 料 表 (二)	13	5	8	-
公 安 職 給 料 表	42	1	1	40
医 療 職 給 料 表 (二)	6	0	6	-
医 療 職 給 料 表 (三)	10	3	7	-
教 育 職 給 料 表	286	1	56	229
計	439			

その 3 定年前再任用短時間勤務職員

給 料 表 \ 級	計	1 級	2 級	3 級
行 政 職 給 料 表 (一)	人 27	人 5	人 22	人 -
行 政 職 給 料 表 (二)	5	0	5	-
公 安 職 給 料 表	4	0	1	3
医 療 職 給 料 表 (二)	1	1	0	-
医 療 職 給 料 表 (三)	3	3	0	-
教 育 職 給 料 表	37	0	10	27
計	77			

第 9 表 任期付職員の給料表別人員

給 料 表	人 員	備 考
第一号任期付研究員給料表	人 0	任期付研究員（招へい型）
第二号任期付研究員給料表	0	任期付研究員（若手育成型）
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	32	特定任期付職員
指 定 職 給 料 表	1	一般任期付職員
行 政 職 給 料 表（一）	306	一般任期付職員
	326	4 条任期付職員
行 政 職 給 料 表（二）	2	一般任期付職員
公 安 職 給 料 表	1	一般任期付職員
医 療 職 給 料 表（一）	2	一般任期付職員
医 療 職 給 料 表（二）	2	一般任期付職員
計	672	

（注） 4 条任期付職員とは、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条の 2 各項の規定に基づき採用された者をいう。

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 11,494 事業所

- (ア) 農業、林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業、郵便業
- (ケ) 卸売業、小売業
- (コ) 金融業、保険業
- (サ) 不動産業、物品賃貸業
- (シ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業、飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (ソ) 教育、学習支援業
- (タ) 医療、福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,292 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

63,994 人（うち初任給関係職種 6,679 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計					
		3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	0	0	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	59	11	11	9	23	5
製 造 業	178	33	44	37	55	9
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	199	26	25	36	81	31
卸 売 業 、 小 売 業	129	27	17	14	64	7
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	45	17	5	5	14	4
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	184	41	29	19	69	26
計	795	155	131	120	307	82

- (注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が497事業所あった。
2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	87.0 %	86.7 %	38.6 %	5.8 %	42.3 %	0.3 %	13.0 %
課 長 級	79.1 %	78.3 %	32.8 %	7.2 %	38.3 %	0.7 %	20.9 %

- (注) 1 ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 「定期昇給実施」と「定期昇給中止」については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が「定期昇給制度あり」とは一致しない。
3 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 12 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.3 %	(32.5 %)	(47.0 %)	(3.1 %)	(17.4 %)	2.7 %

(注) 1 支給形態の () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである (その 2 において同じ)。

その 2 距離段階別定額制における支給月額

	距離段階別定額制における支給月額					
距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支 給 月 額	3,868 円	6,714 円	13,071 円	18,608 円	23,375 円	27,571 円
距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支 給 月 額	31,123 円	33,890 円	36,424 円	38,948 円	41,468 円	

第 13 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	57.8 %
支 給 し な い	42.2 %

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	46.0 %	54.0 %
課 長 級	42.3 %	57.7 %
部長級 (非役員)	42.1 %	57.9 %

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 15 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

項 目		企 業 規 模		
		規 模 計	1,000 人以上	1,000 人未満
平均所定内給与月額	下半期	427,141 円	443,997 円	404,126 円
	上半期	441,031 円	461,496 円	410,627 円
特 別 給 の 支 給 額	下半期	984,556 円	1,064,357 円	868,265 円
	上半期	1,144,720 円	1,275,096 円	941,689 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期	2.30 月分	2.40 月分	2.15 月分
	上半期	2.60 月分	2.76 月分	2.29 月分
	年間計	4.90 月分	5.16 月分	4.44 月分

(注) 1 下半期とは令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月まで、上半期とは令和 7 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.85 月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

区 分 職 種		学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計 (100 人以上)	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	【参考】 50 人以上 100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	円 245,481	円 249,151	円 243,710	円 231,854
		短 大 卒	214,334	208,619	220,012	x
		高 校 卒	202,468	208,106	199,755	—
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	248,210	259,746	243,361	223,837
		短 大 卒	221,669	* 232,140	216,678	* 231,485
		高 校 卒	225,108	235,565	217,153	x
新卒事務員・技術者計	{	大 学 卒	246,211	251,794	243,614	228,197
		短 大 卒	218,279	218,729	217,975	* 220,752
		高 校 卒	212,904	222,717	207,035	x

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は調査事業所が 1 事業所、「*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔規模計100人以上〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	54.0	792,504	777,519	14,985	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.6	770,292	766,768	3,524	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	50.0	693,284	690,795	2,489	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.6	643,508	631,161	12,347	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	44.2	540,926	488,155	52,771	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	43.1	496,899	439,009	57,890	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	39.8	447,265	385,958	61,307	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	37.1	394,782	345,183	49,599	
工 場 長	56.2	828,990	825,651	3,339	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	52.3	767,017	759,338	7,679	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.9	706,735	697,809	8,926	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	47.9	649,920	624,228	25,692	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	44.4	564,648	518,487	46,161	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	43.1	517,751	446,368	71,383	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	40.1	485,928	422,420	63,508	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	34.9	399,529	346,328	53,201	

- (注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。
- 2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。
- 3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。
- 4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	54.0	808,561	790,984	17,577	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長	51.7	822,265	818,427	3,838	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長	50.6	740,128	738,361	1,767	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長	47.7	677,864	665,408	12,456	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理	44.9	551,022	500,350	50,672	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長	44.0	522,907	460,547	62,360	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任	40.8	467,139	396,049	71,090	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員	38.1	412,976	356,552	56,424	（1級）
工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長	52.7	817,373	807,491	9,882	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長	52.5	736,937	728,195	8,742	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長	48.2	689,800	662,696	27,104	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理	42.4	587,319	552,631	34,688	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長	42.5	605,329	519,741	85,588	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任	41.0	540,111	475,945	64,166	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員	35.8	433,251	371,118	62,133	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	54.4	699,678	699,678	0	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長	51.6	678,544	675,574	2,970	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長	49.3	639,611	636,295	3,316	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長	47.4	564,012	551,915	12,097	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理	43.5	529,986	474,941	55,045	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長	41.3	444,579	395,681	48,898	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任	37.8	406,881	365,452	41,429	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員	35.6	366,561	327,547	39,014	（1級）
工 場 長	56.2	828,990	825,651	3,339	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長	51.3	660,041	657,040	3,001	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長	50.1	612,379	602,878	9,501	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長	47.4	561,342	538,785	22,557	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理	46.7	538,630	479,302	59,328	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長	43.6	429,565	372,485	57,080	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任	39.0	407,517	344,961	62,556	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員	33.6	357,489	315,423	42,066	（1級）

【参考】事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	—	—	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.5	671,419	668,611	2,808	2,808	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	51.0	602,064	600,548	1,516	1,516	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	48.4	509,302	495,859	13,443	13,443	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	47.7	512,882	462,906	49,976	49,976	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	46.1	428,747	383,480	45,267	45,267	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	41.6	357,291	325,146	32,145	32,145	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	37.4	318,925	293,274	25,651	25,651	
工 場 長	—	—	円	円	円	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	49.1	654,471	623,406	31,065	31,065	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.1	639,945	604,264	35,681	35,681	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	46.8	494,953	467,257	27,696	27,696	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	42.9	530,849	452,058	78,791	78,791	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	43.0	423,738	373,074	50,664	50,664	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	36.4	371,647	327,209	44,438	44,438	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	32.5	337,110	302,905	34,205	34,205	

3 給 与 水 準 関 係 資 料

第 18 表 東京都と全国の給与水準比較

その 1 職員と国家公務員の給与水準

区 分	指 数	
	国 家 公 務 員	職 員
令 和 6 年 4 月	100.0	100.5

(注) 「令和6年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

その 2 民間賃金の地域差

区 分	指 数	
	全 国	東 京 都
令 和 6 年 6 月	100.0	121.4

(注) 「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)に基づき、本委員会が算出したものである(所定内給与、全産業男性)。

4 生 計 費 関 係 資 料

令和 7 年 4 月の標準生計費算定方法

「全国家計構造調査」（総務省）、「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）及び「東京都生計分析調査報告」（東京都総務局統計部）等に基づき、令和 7 年 4 月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算出しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「東京都生計分析調査報告」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費	食料
住 居 関 係 費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費	被服及び履物
雑 費 I	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した全国の標準生計費に、都内の消費実態を加味して算定した。

2人～5人世帯については、「東京都生計分析調査報告」における令和 7 年 4 月の勤労者世帯の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、消費実態を加味して算定した。

第 19 表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 7 年 4 月）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	41,250	55,720	71,260	86,800	102,350
住 居 関 係 費	48,850	63,420	52,930	42,440	31,940
被 服 ・ 履 物 費	7,900	5,680	9,050	12,420	15,780
雑 費 I	29,640	43,440	60,500	77,540	94,590
雑 費 II	8,120	13,220	17,300	21,380	25,460
合 計	135,760	181,480	211,040	240,580	270,120

5 労働経済関係資料

第 20 表 労働経済指標

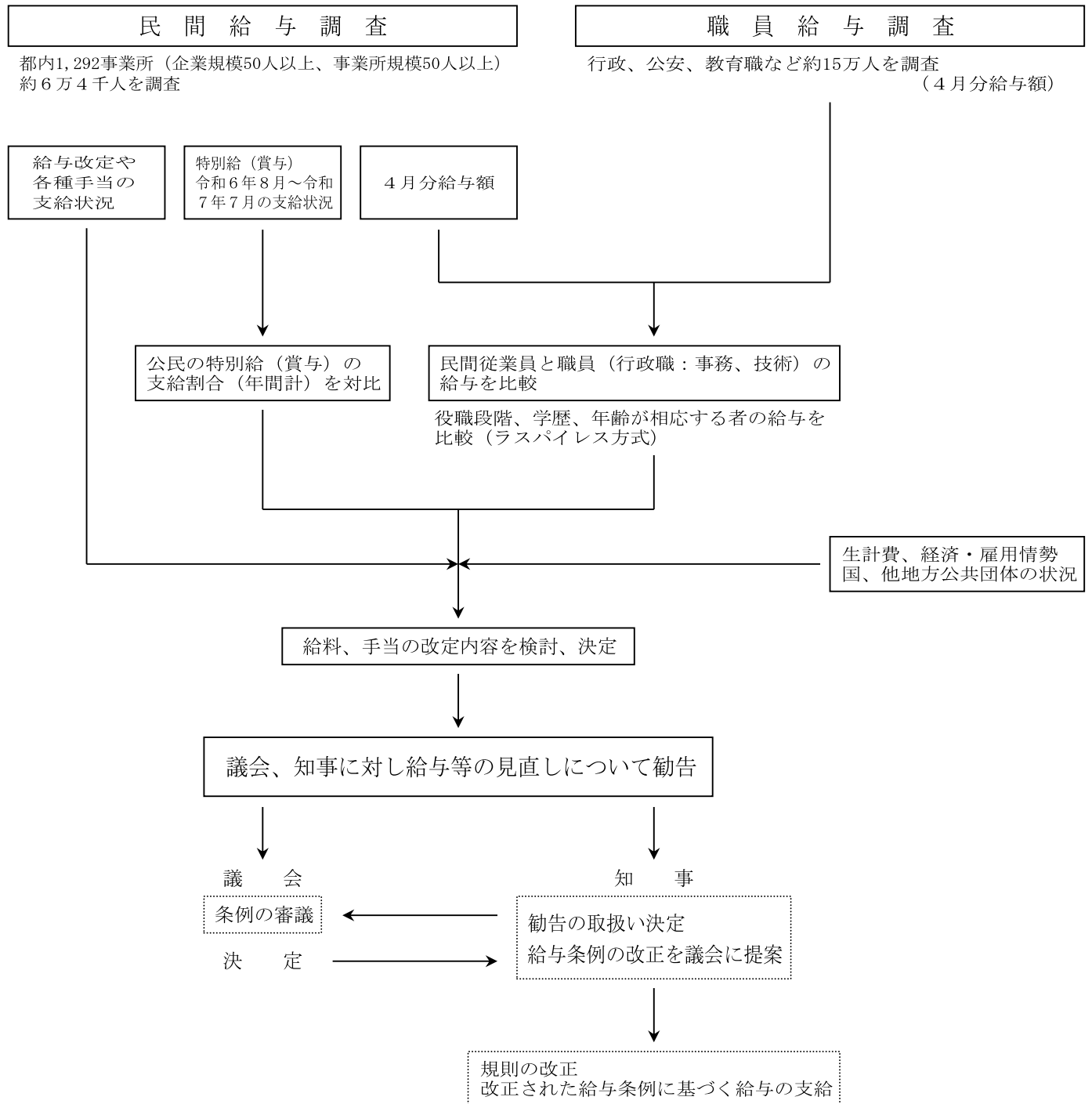
項 目 年 月	民 間 給 与 の 推 移 (東 京 都)						(4) 常用雇用 指 数 (東京都)
	(1) きまって支給する 給 与		(2) 所 定 内 給 与		(3) 総実労働時間数		前 年 比・ 前年同月比
		前 年 比・ 前年同月比		前 年 比・ 前年同月比		うち所定外 労働時間数	
令和	円	%	円	%	時間	時間	%
5 年	384,235	2.7	355,205	2.7	147.3	13.7	1.5
6 年	391,699	2.2	362,050	2.3	145.5	13.3	1.7
6 年 1 月	382,486	1.3	354,106	1.3	137.5	12.6	1.8
2 月	380,747	2.1	352,374	2.2	140.0	13.1	1.4
3 月	389,094	1.3	358,582	1.2	143.6	14.0	1.9
4 月	395,223	1.2	364,221	1.2	150.9	14.0	2.0
5 月	391,487	2.4	361,729	2.6	147.8	13.1	1.7
6 月	391,140	2.2	362,532	2.5	147.7	13.2	1.8
7 月	393,429	2.5	363,699	2.4	150.9	13.3	2.0
8 月	393,404	3.0	363,543	2.7	143.9	12.5	1.7
9 月	392,793	2.1	364,817	2.3	140.3	12.8	1.7
10 月	397,227	3.7	367,200	3.6	149.9	13.9	1.5
11 月	397,640	2.5	366,536	2.5	149.1	13.6	1.2
12 月	395,751	2.2	365,238	2.0	144.3	13.1	1.0
7 年 1 月	392,823	2.7	364,754	3.0	138.2	12.5	0.5
2 月	388,901	2.2	360,447	2.3	137.2	13.2	1.0
3 月	393,628	1.1	364,017	1.6	140.8	13.7	0.8
4 月	406,482	2.8	375,894	3.2	149.2	13.6	1.0
5 月	395,082	0.9	366,370	1.3	144.2	12.5	1.0
6 月	405,045	3.6	376,630	3.9	147.3	12.5	1.0
資料出所	東 京 都 総 務 局 「毎月勤労統計調査地方調査結果月報」						

(注) 1 (1)～(4)は、事業所規模30人以上の常用労働者（調査産業計）の数値である。

2 (1)、(2)、(4)、(7)及び(8)の前年比・前年同月比は令和2年を100とした指数を基礎としている。

(5) 有効求人 倍 率 (東京都)	(6) 完全失業率 (東京都)	物価の推移		(9) 消 費 支 出 [勤労者世帯] (東京都区部)		項 目 年 月
		(7)消 費 者 物価指数 [総 合] 〔 東京都 区 部 〕	(8)国内企業 物価指数 (全 国)		前 年 比・ 前年同月比	
原 数 値 ・ 季節調整値	原数値	前 年 比・ 前年同月比	前 年 比・ 前年同月比			
倍	%	%	%	円	%	令和
1.78	2.5	3.2	4.4	365,747	4.2	5 年
1.76	2.6	2.3	2.4	380,548	4.0	6 年
1.76	2.5	1.8	0.3	371,087	△ 4.2	6 年 1 月
1.75		2.5	0.8	345,123	7.2	2 月
1.77		2.6	1.0	443,014	22.3	3 月
1.75	3.0	1.8	1.2	420,710	7.5	4 月
1.76		2.2	2.6	426,559	23.9	5 月
1.79		2.3	2.8	342,262	8.8	6 月
1.80	2.4	2.2	3.3	380,047	10.1	7 月
1.76		2.6	2.7	390,475	5.1	8 月
1.75		2.1	3.2	350,919	△ 3.7	9 月
1.77	2.4	1.8	3.8	326,903	△ 23.6	10 月
1.76		2.5	3.9	374,470	12.6	11 月
1.76		3.1	4.1	395,005	△ 7.3	12 月
1.78	2.5	3.4	4.2	389,110	4.9	7 年 1 月
1.74		2.8	4.3	332,487	△ 3.7	2 月
1.76		2.9	4.3	464,871	4.9	3 月
1.79	2.7	3.4	3.9	400,350	△ 4.8	4 月
1.76		3.4	3.1	410,318	△ 3.8	5 月
1.70		3.1	2.7	353,859	3.4	6 月
東京労働局 「職業安定 業務統計」	東京都総務局 「東京の 労働力」	総 務 省 「消費者物価 指数月報」	日本銀行 「企業物価 指数」	総 務 省 「家計調査報告」		資料出所

給 与 勧 告 の 手 順



- （注1）給与勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定の仕組みが設けられているのは、
- ① 公務は、営利を目的としておらず、利益配分としての給与決定方式がなじまないこと
 - ② 政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なこと
 - ③ 税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と納得を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること
- などの理由によるものである。
- （注2）令和7年の公民較差の算出に当たっては、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。